

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去設備主要弁の弁体取替工事等))【2】」

2. 日時：令和5年4月5日(水) 16時45分～19時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官※、中川上席安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長※ 他12名(うち10名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

以下のホームページ掲載済みの資料(令和5年3月29日提出資料)を使用

- ・資料1-1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請 審査資料一覧
- ・資料1-2 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要
- ・資料2 女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料3 女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料4 女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料5 女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料6 女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料8 原子炉冷却材浄化系主配管 要目表
- ・資料10 原子炉格納容器調気系主配管 要目表
- ・資料12 VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

- ・資料 1 3 VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
- ・資料 1 6 VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- ・資料 1 7 VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- ・資料 1 9 VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書
- ・資料 2 0 VI-2-9-4-4 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の耐震性についての計算書
- ・資料 2 1 VI-2-9-4-5 原子炉格納容器調気設備の耐震性についての計算書
- ・資料 2 4 VI-3-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書
- ・資料 2 5 VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書
- ・資料 3 0 女川 2 号設工認 指摘事項に対する回答整理表
- ・資料 3 1 設計及び工事計画変更認可申請書 申請範囲及び目録
- ・資料 3 2 VI-1-8_原子炉格納施設の説明書

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	季節をイトウです。それでは女川の、編年のヒアリング、第2回を始めたいと思います。
0:00:12	このヒアリングですね4月の中旬に審査会合をやる見込みであることを踏まえて、ちょっと、
0:00:23	急なところもあったんですが設定をさせていただきました。
0:00:28	ちょっと会合資料の準備とかの観点から、今日のやりとりを踏まえて、
0:00:37	資料をドイツまでについていうところと言うと、
0:00:41	可能な限り今週中にはいただきたいかなというところで考えております。
0:00:53	はい。立ち会ってすみません最初にお伝えしたかったところは以上になります。
0:00:59	それではですね、本日資料を主に使用する予定の資料は、3月29日に出していただいた資料ですね。
0:01:10	こちらを使いたいと思います。
0:01:13	で、まずは、順番に回答整理表、
0:01:18	はい。
0:01:19	原子炉規制庁の畠山です。ちょっと始める前に、最初に申し上げたいことでちょっと述べさせていただきます。審査会合ですけども先ほど井戸の方から、
0:01:30	月中に江藤行うことを目標に動いておりまして、
0:01:35	差し当たってその審査会合前のヒアリングと述べさせていただきました。で、し、審査会合直前のヒアリングということでございますので、優先していただきたいことについてはこのいただいております申請の概要、
0:01:49	この申請の概要の資料についてですね、審査会合で議論ができるように資料を整えていただきたいというところがございます。で、ご説明いただく資料、基本的に概要を用いてご説明いただくものと思っていて、
0:02:02	工事内容というものはすでに今ご提出いただきました、4ポツ、4-1から4-3までですかね、この内容で説明がなされているものと認識してまずけども、
0:02:15	他方この説明資料の中にはですね、適用、
0:02:22	技術基準、
0:02:23	との兼ね合いとして、適用されるのが適用されないのかというふうなところ、審査条文というところ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	ですかね、そういった適用要否等どう適用させているのかっていうその説明は今んとこ抜けているのかなと思ってますので、そういったものをですね、概要という形で資料をまとめいただくことをちょっと優先して、対応いただきたいと思ってます。まず最初のコメントとさせていただきます。
0:02:53	東北電力長妻です。
0:02:56	拝承です。
0:03:00	規制庁中ですけど、
0:03:02	とりあえず申請、会合に向けた資料ということで、少し足りない部分をうちからも伝えたところですが、
0:03:13	何かそちらとしてですね何かイメージというか、構成として間今お考えになってるようなことって何かありますでしょうか。
0:03:28	東北電力の長谷川です。
0:03:30	今イメージしてるのはちょっと先行の審査会合個別の設工認の審査会合での資料等を見てまして、
0:03:41	資金の先行例に合わせて、過不足ないような形で資料を整えることで先ほどの技術基準の話もそうですけども、そのような形で整理し直そうと考えていますがいかがでしょうか。
0:03:55	規制庁中出千波先行例というのはどの例なんでしょうか。
0:04:00	我々調べた限り妥当、3、2月、
0:04:06	つつですね。
0:04:08	2月21日に関西電力山王高浜と大飯のそれぞれ34号の、
0:04:15	設工認の個別の工事の設工認の申請やられてまして、そちらを今見ました資金ということで、
0:04:25	規制庁なんかそれは何の案件ですか。
0:04:30	はい。今、そのまま読みますと、
0:04:34	高感度型主蒸気管モニターとか、改造工事に関わる設工認の概要と、なるほど、わかりました先行例のPWRの海上工事に関する
0:04:46	審査会合の例ということで、最初されてると、そのイメージに合わせるんですかね。
0:04:52	むしろ、だからそうすると大体、
0:04:55	認識は合ってるのかなと思います。ここにヤダイシイ、かなり
0:05:03	もう限られているので、この大幅な変更までは求めることはなくですねそうした場合に、少し繰り返しますけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:12	ある程度その申請の概要というところでは書いていただいているところに加えて
0:05:18	条文数、適用条文ですかねそれに対する、
0:05:22	方針を書くのかどうかで済まそうそういったところを付け加えるというそういったイメージでしょうかね。
0:05:33	はい。東北電力の長谷川です。現状を先行の審査会合での資料から若干ちょっと抜けてるのが、今ほどおっしゃられた、
0:05:44	審査条文ですね、その、あとは条文に対する適合性の説明、改良、そこが抜けてますが、今そこについては、他のヒアリング資料、それぞれの個別の工事の
0:05:57	資料の方には網羅されているので、それを概要資料をポイントの方にアタッチしていくような形かなと思っています。いかがでしょうか。
0:06:34	東北電力の発生側です。もしかしたら、御セイキれてましたでしょうか。
0:06:39	あ、すいませんちょっと音声切れましたけど、
0:06:42	多分、
0:06:43	案件自体は多いですけどその案件ごとのその条文整理表を直列につなげるようななんかそういうのを、
0:06:50	この申請概要の後につけるような何かそんなイメージでしょうかね。
0:06:59	聞こえますでしょうか。そのように、東北電力の長谷川です。はい。そのように考えてました。
0:07:05	ちょっと枚数が多くてし、もう麻痺致し方ないかなと思いつつ、
0:07:10	あとは多分、多分その省略の仕方、SA上部分は関係ないけど清常務以下実勢条文関係ないんで省略とかいう、いろいろやり方あるのかもかもしれません。そこはお任せしますがわかる人は、
0:07:21	基本的にはそういうところと、
0:07:24	あとはちょっと冒頭として、この申請自体がいつのその申請であってとかいうようなところも一応基本的な情報としては、
0:07:33	加えていただくような感じでしょうか。基本的に何かパワポの、
0:07:40	3 ページ目だけ見ると、
0:07:43	新規制基準の認可を受けた変更を行うものであり、
0:07:47	変更概要は以下の通りって始まってますけど一応、
0:07:50	この申請自体何月何日に申請してとかまあ、ちょっと細かいところですけどそういうところも、
0:07:56	多分 2 ページ目には書いてるんでしょうけど、そそういうところも少し入れていただくぐらいなのかなと思っておりますが、いかがですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	はい。東北電力の長谷川です。はい。今おっしゃられた通り、今までの申請の経緯、
0:08:15	については、2 ページ目に載せておりますがちょっと先行の、
0:08:20	審査会合用の資料、その構成も踏まえて、ちょっと見直すところあれば、追記させていただきます。はい。2 ページ目全部つけていただく必要もないような気がするけど。
0:08:31	少なくともこの申請自体がいつ申請されたかとかそういう基本的な情報ぐらいは、
0:08:35	書いていただいてもいいのかなとは思ってますちょっと気づきですけど、はい。
0:08:40	了解します。今おっしゃられた申請の日付というのは今回の変更認可申請の日付という今回の変更認可の申請です。
0:08:53	いかがですか。はい、わかりました。
0:08:57	3月6日です。
0:09:11	じゃあ、基本的枠組みは何となく、そういう介護向けのというイメージは共有できたかと思うので少し検討をお願いしたいと思います。
0:09:26	東北電力の中根で了解しました。
0:09:32	はい。
0:09:33	衛藤恵三イトウです。それでは、
0:09:37	ヒアリングの中身の方に入っていきたいと思います。
0:09:42	まずは、回答整理表、今回の資料でいうと3、資料30ですかね。
0:09:50	こちらの方に沿って質問をさせてもらえればと思います。
0:09:56	整理表No.1。
0:10:00	今回の変認の元となっている先生層がわかるように記載はしていただいたのかなと思います。はい。ここは特にありません。
0:10:14	ナンバー2 にいきます。
0:10:17	添付する添付書類とかのところで丸とバーの定義の話です。
0:10:25	今回丸の定義を記載してもらっているのが、
0:10:32	資料1-2の、
0:10:34	パワポ資料の、
0:10:36	4 ページ、ページ4 っていうところですかね。はい。
0:10:41	衛藤。
0:10:43	当該工事の適合性確認ツールが資料に丸を表記とあります。
0:10:49	すいません念のため確認なんですが、バーというのはどういう意味になりますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:00	東北電力長妻です。
0:11:03	場合につきましては、当該工事の適合性確認に使用しない資料ということとしております。
0:11:12	はい。
0:11:14	季節をイトウです。それで、本
0:11:18	はい前回から引き続きですかね。このページで言うと①のRHRの
0:11:25	全体取りかえのところで言うと、
0:11:29	例えば、許可整合性の説明書はバーになっていますけれども、
0:11:37	ちょっとこの考え方を確認をさせてもらいたいんですが、バーになっているのは、
0:11:43	許可整合性、
0:11:46	というのを確認スルー、必要がないというそういう考えでしょうか。
0:11:56	東北電力の鈴木です。
0:11:59	今のところにつきましては回答内容の方にも記載してございますが、
0:12:04	今回の残留熱除去系使用前の全体取替というものは、どうしようの弁体取りかえるものでありまして、今回の申請に伴うですね基本設計の変更。
0:12:17	あとはございませんので、設置許可との整合性に変更が生じないため、
0:12:24	不要というふうに整理してございます。
0:12:28	うん。
0:12:29	衛藤規制庁イトウです。ちなみに、基本設計方針の変更がないと書いてあるのはこれは、
0:12:36	今回の五つの工事、すべて同じかなと思うんですが、いかがでしょう。
0:12:46	クリニックの鈴木です。
0:12:48	この工事も基本設計方針の変更はあります。ないんですけども、
0:12:55	有田西尾弁。
0:12:57	の取りかえにつきましては
0:13:00	他の工事については、要目表の変更を伴うものになってまして、残留熱除去系の弁体取りかえについては、
0:13:10	変更前に同じということで要目表の記載の変更を伴わない。
0:13:14	というところで
0:13:17	買われちゃう。すいません残熱除去系については、
0:13:21	差別化ということで
0:13:25	整理してございます。
0:13:29	規制庁伊藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:33	許可の整合性に変更が生じないっていうのは、今回の①から⑤の工事。
0:13:40	すべて同じなのかなと思っていてなので許可整合性の説明書も結局いつまでで終わっているという状態だと認識してます。
0:13:50	新規制の時から変更はないという内容で、1枚で終わっているのかなと思ってます。
0:13:55	そこで、
0:13:57	要目表の変更があるかないかというところで、
0:14:03	説明書が必要か必要ないかというのが変わるというのがちょっとよくわからなかったなので、もう一度説明してもらえますか。
0:14:18	はい。東北電力の鈴木です。
0:14:21	登用目標の記載が変わりませんので、設計状況は変わらないと考えております。
0:14:28	そのため
0:14:31	その経過設置許可、
0:14:34	等に記載してございます内容に変更はありませんので、
0:14:40	今回の上、
0:14:42	確認。
0:14:43	必要な書類というものに適さないとして必要ないとしまして、と整理してございます。
0:14:50	以上です。
0:14:56	はい。木曾イトウです。ごめんなさいもう一度確認なんですが、全体、この全体取替工事については、
0:15:04	許可との整合性を確認する必要はあるという、ごめんなさい。
0:15:11	炉規法の認可基準からすると、許可との整合性を確認する必要があるはずなんですけれどもそこは認識は合ってますでしょうか。
0:15:32	引き続き、その認識がございます。はい。
0:15:35	なので許可との整合性を確認する必要があるけれども、説明書としては不要であるというそういう整理をしているってことですか。
0:15:49	都築スズキです。はい、おっしゃる通りの整理をしておりました。
0:15:57	それも、
0:16:10	原子炉規制庁畠山です。たとえ、ちょっとすみません、この案件とは多少離れてしまうかもしれませんが、
0:16:20	例えば単なる弁体の取りかえとかが、
0:16:25	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:26	工事計画の変更という場でなければ、実用炉則上多分届け出っというふうな形になるものだと思っています。で、実用即上届け出があった場合に、
0:16:40	同じような案件が許可整合見なくて良いっていう法令には読めるんですかね、一般、まず読めないと思っています、
0:16:48	その際に、当日の削除を提出し、する資料というのは、関連する。
0:16:55	ものを添付することと、
0:16:56	いうことがなされていて、それらが今なされてないように読める資料になっているのかなあとちょっと思っているところでございます。そういった意味では
0:17:06	まず、この許可整合として、何を0として何をバーとしているのかっていうところは、ちょっと改めて説明としては東北電力の
0:17:16	どういう思いを持って、
0:17:18	バーにしていたのかというところは、まず書いてもらう必要性はあるのかなと思ってまず資料充実化はいただけますか。
0:17:34	はい。東北電力の鈴木です。記載オシドリの考え方ですについて、もう少し記載の充実をすることを検討したいと思います。以上です。
0:17:50	はい。
0:17:53	もう一つ、
0:17:56	規制庁仲です。こちら辺私の方も、前回のヒアリングで少し事実関係確認させてもらいましたけど、
0:18:05	その際に言ったのは
0:18:08	少しコメント重なるところありますけれど、その
0:18:13	各申請案件に対してですね、その認可基準として、許可整合性なり、基準への適合性と、
0:18:21	いう
0:18:22	許可整合性って結構大きな柱ではあるので、
0:18:26	それは我々の立場としてはそこは許可と整合してんのかどうかということと、
0:18:31	確認はすることになるんだと思います。
0:18:34	その場合の、御社からのその回答というのがですね申請書の中にない場合だと、
0:18:41	客観的に見ればですね多分変わらないんだろうというところはあるのだろうとは思いますが、
0:18:46	それ自体がほ、今回の工事、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:51	それはまさに各工事案件ごとにですね、その許可に抵触しないのかどうかということも含めてですね。そうですね。
0:18:59	程度はいろいろあると思うんですけど、
0:19:02	そこは抵触しないものであるこういう内容であるからして、抵触するしないというところの説明があればですね、それはそれで、
0:19:13	そういうものかというふうに、確認はできる場所であって何もないというところであればですね。
0:19:18	我々の判断しようがないというところの、
0:19:22	ことはちょっと一応申し上げたいと思います
0:19:25	少し、そういうコメントを踏まえてですね少し、
0:19:30	さらにですね少し検討いただいた方がいいのかなというふうに思いました。以上です。
0:19:40	あ、東北電力の豊嶋でございます。今現段階での弊社の考え方は今しがたご説明した通りではございますけれども、いただいたコメントを踏まえまして、記載見直しも含めてですね、
0:19:53	改めて検討させていただきたいと思います。以上です。
0:19:58	はい。規制庁仲です。了解しました。
0:20:02	原子炉規制庁畠山です。具体的に何か検討されているということが今あるようでしたら、今、ご発言いただけますか。
0:20:13	はい。東北電力豊嶋でございますいただいたコメントを踏まえまして、具体的には、
0:20:20	許可整合を0として保守をとって整理するというのも含めて検討いたします。以上です。
0:20:27	もう少し
0:20:29	なぜし、考えが変わったのかっていうところも含めてですね、
0:20:35	どうしてっていうところをちょっともう少し説明いただきたいんですけども、言われたからとか、いうわけではなくて、どう判断したのかっていうところも含めて今発言いただけますか。
0:20:49	東北電力長谷川です。
0:20:51	我々この残留熱除去系の主要弁、これの東西全く同じものへの取りかえ、
0:20:59	にあたっては、もともと許可整合については、工事設工認について、設置許可通りであることっていう認可基準その通りなんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:10	他の案件と違ってこの案件ってのは、設計結果自体は何も変わってなくて、どちらかというと工事の中の、要は、全く同じものに取りかえますと、ただそれが、
0:21:23	今の規制上ですね、既設工認の手続き対象となっているというものなので、設置許可との整合性を確認する必要はあるんですけども、
0:21:35	他の設計が何かしら変わるものと違うってところで、今坂にしてたんですけども、おっしゃる通り、今回変更認可申請なので、確かに認可の条件としての、
0:21:49	設置許可との整合っていう確認を、何かしら、確認は必要だということをとらえると、ここは0にしといた方がいいかなということで今、方針をちょっと今、これから検討するところです。はい。
0:22:04	原子炉規制庁竹山です。今のご説明は承知いたしました。今ご説明いただいたような内容ですね、東北電力としてですね、お考えをまとめていただいた上で直していただければと思います。で、
0:22:15	今後、今、ヒアリングとして事実確認を進める中で、四国当東北電力としてですね、何かしらその考えが改める部分があるのであれば、
0:22:26	直しましたということであったり考えますってところだけじゃなくて、どういうことを考えて直したのかということも含めてですね、ご発言いただけると、
0:22:37	よりそのコミュニケーションとしてですね、伝わりやすいというか、私どもとして受けとめやすいですので、そこを持っていただければと思います。以上です。
0:22:49	東北電力長谷川です。了解しました。
0:22:54	はい。瀬戸イトウです。
0:22:57	No.2 についてはよろしいですか。
0:23:01	はい。
0:23:03	じゃあ、ナンバーズリーに行かせてください。す。
0:23:08	新規性基準。
0:23:10	設工認、
0:23:11	の認可時点での増強はどうなっているかというのを、
0:23:15	今回、パワーポイント資料で、
0:23:20	書いてもらっていますと。
0:23:22	それで、
0:23:27	原子炉冷却材増加系と、
0:23:33	原子炉格納容器長期系。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:36	のところですかねこれは一応わかりました。
0:23:43	で、
0:23:44	ちょっとですね
0:23:46	同意、
0:23:47	非常用ガス処理系も、これは、
0:23:52	実物は変わってなくて、要目表、
0:23:56	他の便に合わせてますというところで承知しました。
0:24:02	越冬
0:24:06	ファンネルの方の確認をさせてもらいたいんですが、
0:24:09	ここわあ、
0:24:13	他の配管のところのように要目表が適切に記載されていなかったというよりは、
0:24:20	製作時において弁本体の加古十河りしてへん衛藤板材から管材に変更すると。
0:24:29	ということが書いてあってですね。
0:24:32	こちら、
0:24:36	前回のヒアリングでは、新規制工認のときから、管財を使うつもりではあったというふうに聞いたと記憶しているんですが、
0:24:48	まずその認識で合ってますか。
0:24:52	ちょっと書きぶりからではわからなかったので、
0:24:55	そこを教えてください。
0:24:59	東北電力の岩間です。今ほどのご説明いただいた認識で、まず問題ありません。
0:25:07	以上です。
0:25:09	規制庁伊藤です。ごめんなさい製作時における弁本体の加工性を考慮していたのは、新規制工認、考慮して管財を使うとしていたのは、
0:25:20	衛藤セキ施行に当時からそうであったという理解ですか。
0:25:26	はい。東北電力の岩間です。はい。その通りでございます。はい。
0:25:30	規制庁城です。はい。そうすると、すいません要目表が適切に記載されていなかったというものの中間ですかね。そうすると、
0:25:43	東北電力の今川です。
0:25:50	カーいただいているその人の資料上ですね、内容としては今ほどご説明した通りではあるんですけども、マヨ目標自体、佐瀬さん、ごめんなさい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:03	失礼しました。板材として、申請しております、添付書類含めて、申請としてはいただいという
0:26:12	表記ですね、申請をしたということをちょっと踏まえまして、
0:26:17	今回の人変更認可申請で、
0:26:20	改めて変更したというような整理で今資料の方はつくらせていただいております。
0:26:26	以上になります。
0:26:33	すいませんちょっと違いを確認したいんですが
0:26:39	原子炉冷却材浄化系の方で、月間を得ることに変えますっていうのと、こっちので、曲げ替える場合する方は要目表が適切でなかった。
0:26:50	と言っていて、こちらはファンネルの材料を変えるというのは、
0:26:57	そうではないってところの違いをもう一度お願いします。
0:27:11	東北電力の大石です。
0:27:15	こちらにつきましては、
0:27:18	ちょっと繰り返しにはなってしまうんですけども、
0:27:21	明確にですね、
0:27:24	材料の名称が変更になると。
0:27:28	ということで、
0:27:29	こちら、変更ということで、整理をさせていただいたものになってございます。
0:27:39	規制庁加川から完全への変更ということで、
0:27:43	変更というふうに整理をしたものでございます。
0:27:47	以上です。
0:27:48	原子炉規制庁島山です。
0:27:51	ちょっと、
0:27:52	どの段階で、それが、
0:27:56	検討されていたのかがよくわからなくて、今の
0:28:01	ページ 10 ページの詳細設計の進捗に伴う変更という書きぶりその後そのあとの文脈からすると、
0:28:08	このQMSの説明書で言うところの設計さん、いわゆる設計さんと言われる段階、
0:28:13	設工認に基づくせ、設備の具体的な設計の実施のタイミングで、板材から完全に変えましたというふうに読み取れます。で、それ以前のものは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:24	設計さんの以前の段階からのセキ 1 の段階ですかねこれは、頭からもとも予定していたものがあったんだけどもそれと記載が間違っていました。
0:28:35	と。
0:28:36	読めるんですけども、この背
0:28:38	資料 10 ページのファンネルは、
0:28:41	設計の設計段階で、
0:28:46	管財、うん。
0:28:48	したのですか。
0:28:49	そこ、完全にした決定した何か、どのタイミングでしょうか。
0:29:08	はい。東北電力の西です。少々お待ちください。
0:29:14	ベッショイトウれそうしました。
0:30:09	東北電力の西です。伊勢いたしました。
0:30:15	まず一つ目の質問としましては、第 2 断面で行ったところでは、仕込み認可時点ご意見をです、●●(非開示情報)、
0:30:27	失礼しました。
0:30:30	安齊。
0:30:32	ためにです、使用するというふうに判断しておりましたが、
0:30:40	との違いが何かということに関しましては、クリーンナップについては、
0:30:46	しまして、1 例であります耐震計算書、こちらについては、
0:30:51	Webを考慮して計算をしていたといったところがありますが、
0:30:57	関連の方につきましては、通す。
0:31:01	予算書上は、
0:31:02	風間物性値を用いて計算を行っているといったところが、
0:31:09	クマガイとファンディングの違いというふうに、
0:31:13	思います。
0:31:14	以上です。
0:31:18	原子炉規制庁高松ちょっとまず 1 点先に。
0:31:22	ちょっと音声少し悪いようでちょっと聞き取りづらいところがあったので、音声確認いただけますか。
0:31:30	ちょっとマイクを、ちょっと確認をお願いします。
0:31:41	瀬川でございますけども。
0:31:43	今ご発言の中で、峰岸課長の
0:31:46	発言の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:48	音声がどうも割れているようですので、マイクを確認願います。
0:31:58	東北で、
0:32:00	認識ですけど、いかがでしょうか。
0:32:04	東京支社の長谷川です。変わらないですね。
0:32:15	東北電力の峯岸です。音声いかがでしょうか。
0:32:20	はい。すいません量。
0:32:22	改善されましたありがとうございます。
0:32:27	はい、申し訳ございませんでしたこちら、準備していたマークがどうも不調のようだったので、先ほどの、
0:32:35	件につきましては、再度ご回答させていただきます。音声聞き取りにくいところがありましたら、言っていただければと思います。
0:32:45	まず一つ目の質問として、こちらファンネルの
0:32:51	犯罪については、
0:32:54	いつごろ設計上考慮することを考えていたかと。
0:32:58	いう質問に関しましては、
0:33:01	設工認、申請時の断面からですね、管材の仕様というものを考えておりました。
0:33:12	二つ目の質問としまして、
0:33:14	クリーンナップとの違いは何かといったことに関しましては、
0:33:19	クリーンナップにつきましては、
0:33:22	エルボの使用といったところで、この
0:33:26	瀬、耐震計算書等々には、すでにエルボということで、設計上考慮、設計条件として考慮されていたものでありますが、
0:33:39	ファンネルにつきましては、
0:33:41	こちら、計算書上、影響度警察、強度計算書上ではですね、板材。
0:33:49	いう物性値を使って生産をしていたといった経緯がございましたので、クリーンアップ、それからファンネル、こちら記載に違いがないということで、
0:34:00	考え方に違いがあるということで、今回このような概要の説明となっております。
0:34:07	以上です。
0:34:08	原子力成長ハタケヤマです。2点説明ありがとうございます。まず1点目は理解しました。2点目。
0:34:16	ですけども、
0:34:18	今のご説明ですと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:21	クリーンナップ系に関しては、
0:34:24	耐震計算、
0:34:26	等では、本来、
0:34:29	あるべき姿の計算結果で、
0:34:33	計算されていた。ただ、要目だけ間違っていた。
0:34:37	という状況。
0:34:39	で、ファンネルだけは、
0:34:41	計算結果も間違っていた。
0:34:44	という違いがある。ここを理解すればよろしいですか。
0:34:51	はい。東北電力の新美峰岸です。
0:34:57	ご認識の通りでございます。
0:34:59	原子炉規制庁堀田です。以上です。はい。
0:35:02	もう少し考えて、少々お待ちください。
0:35:53	原子炉規制庁畠山です。まず、内容ご説明は理解しました。クリーンナップシステムに関しては、今回、変にされている内容っていうものは、
0:36:06	あくまで計算結果の方では、
0:36:10	本来あるべき計算値を使っていた。
0:36:15	計算データを使っていたけども、それは例えばその辺に元である。
0:36:20	申請者の方では、
0:36:25	では客観的に、要目表が間違っているっていうその情報は見えなかった。従って今回変認申請として出している、要目上の記載の変更としての、
0:36:35	人申請を行ったということで理解はまずよろしいですか。
0:36:42	東北電力の峯岸です。その通りでございます。以上です。はい。内容を理解しましてありがとうございます。その上で、
0:36:50	最初の質問に戻るんですけども
0:36:52	10 ページの詳細設計の進捗に伴う変更、この記載ぶりで、何か今ご説明。
0:36:59	たくさんいただいた内容と、用語は、
0:37:02	マッチしてないと思っていて、この詳細設計の進捗に伴う変更という書き方ですと、その設計さん行った段階で、設計 1、2 の方に立ち戻って、
0:37:13	再度考慮しなきゃいけないことが進んだ、判明したので、一旦立ち戻って変更しますというふうに読み取れるんですが、そうではないですよ。
0:37:24	ちょっとこの記載の意図をもう少しご説明いただけますか。
0:37:31	はい。東北電力の峰岸です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:34	こちらの記載に関しましては、先ほどのですね、私がちょっとお話、ご説明差し上げた通りの理解で、記載をしていたものではございますが、
0:37:48	いつの断面でっていう話とですね、この記載でいうと、ご指摘の通りですね、ある断面で変わった設計、設計当初とは違う。
0:37:58	設計が進んだ後ですね、
0:38:02	リーダ申請後に変更したように記載が見えますので、こちらの記載については、見直しの方、検討させていただきたいと。
0:38:12	考えております。以上です。原子炉規制庁徳山です。具体的にどのように見直されますか。
0:38:29	東北電力の峰岸です。少々お待ちください。
0:38:55	東北電力の峰岸です。
0:38:58	こちらにつきましては、ご指摘の趣旨と、今社内の方でもですね、考えまして、
0:39:08	設計当初からですね、ミルシート等でもですね、犯罪を使用しているということをかんがみると、クリーンナップと同じような記載に、
0:39:19	変更したいというふうに考えています。多分、具体的に言った方がよくて、この資料上は、9 ページ。
0:39:30	9 ページより前ですねそれと同じように、要目表の記載の変更という形で変更させていただきたいと今考えております。
0:39:44	以上です。
0:39:51	瀬戸イトウです。それちょっと先ほどの説明にも戻るんですけど
0:39:58	と、
0:39:59	ファンネルの耐震の計算とか、強度の計算っていうのは、
0:40:08	何、何を、何をというのは板材と板材なのか、管財なのか、どちらを前提に行われていたものなのかというのを、もう一度お願いします。
0:40:28	東北電力の峰岸です。計算図系、先ほどご説明した通りですね、計算書上は、板材ということになります。
0:40:37	以上です。
0:40:46	東北電力の峰岸です
0:40:49	ご質問の回答とはちょっとずれるかもしれませんが、
0:40:53	ご質問とはちょっとずれるかもしれませんが、板材管財については物性値といったものは、
0:41:02	全く同じということになってございます。
0:41:06	以上です。原子炉規制庁武です。
0:41:09	重ねて確認ですけども、今おっしゃった管財と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:13	一つ目の回答でおっしゃったのは、管財で計算していた。
0:41:18	というのが実態です。ただ、あ、すみません、板材で計算していたのが実態です。ただ、
0:41:25	正しくは、管財で計算すべきでしたということを端的にお答えいただいたということですか。
0:41:33	東北電力の峰岸です。その通りでございます。はい。今回は管財、
0:41:38	管財の方。
0:41:41	簡単な管財の方で、
0:41:43	申請をしています。
0:41:45	ということ。
0:41:46	やっていますね。
0:41:51	今回、添付させていただいた計算書につきましては管材の、
0:41:56	値で申請してございます。
0:41:59	田嶋。繰り返しになりますが、板材と管財、同じく政治で結果の方は変わらないといったような結果になってございます。
0:42:08	以上です。
0:42:25	はい、原子炉規制庁畠山です。ご説明承知しました。
0:42:37	でも今日の記者何個。
0:42:58	計上のこの⑤の関係でいう、このマル、
0:43:03	2 から⑤っていうのは結局、
0:43:08	実態的にはもう、
0:43:12	すでに設備があって、施工もしておりますということですよ、結局はね。
0:43:19	それと要目表。
0:43:21	こここれ自体は別にその新規性基準だから、
0:43:24	すでに着手したものだということそれでいいと思うんですけど。
0:43:28	だからその実態と合わせるという目標の記載があってるのかっていうと、結局それは、
0:43:33	実態の設備とは合っていないから、それは変えるということが、②から⑤については共通的にいえるということによろしかったですか。
0:43:48	東北電力新沼です。その通り②から⑤については、実態と合わせにいつてるといってのもでございます。
0:43:56	はい。
0:43:57	規制庁中瀬わかりました。で、ちょっと大枠としてのですねちょっと考え方の事実確認として、お聞きしたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:06	ちょっと枠を広げてですね軽微変更というのも、別途あったかと思っていて、
0:44:14	軽微変更とですねこちらの変更認可の違いは何かというところで、
0:44:21	これは軽微変更については基本的にいろいろとですねその実態と合っていないものがある中で、
0:44:31	ある程度申請書の枠内ですすねすでに申請された申請書の枠内で、
0:44:37	客観的にこれは明らかに間違ってるということが判断できればそれはそれで軽微変更として取り扱ったと。
0:44:46	そういう理解でよろしかったでしょうか。
0:44:51	はい。東北電力長谷川です。大枠、今、仲川さんがおっしゃった通りですけども、ちょっと補足しますと、我々軽微変更とらえてるのは、あくまでも、
0:45:04	スペック、要目表に書かれる、記載すべきスペック、その変更を伴わない、本当、明らかな誤記類ですね、そういうものについては軽微変更の届け出扱いにしています。
0:45:17	で、実際の面談させていただいた通りで、たとえ、今ほど言っていたような②から⑤の事象であっても、そこは要目表の記載の変更、要は、記載すべきスペックの
0:45:33	変更を伴うもの、ここについては、別表第
0:45:38	1の中欄、下段、そこに該当するものと、下段に該当するものにとらえて、今回変更認可申請にしていると、というような考えでございます。以上です。
0:45:51	はい。
0:45:54	規制庁仲です。今回の変更認可については少なくとも要目表が自体のスペックが変わるということであればそれは理由はいろいろあるでしょうけれど、結局は設計の変更。
0:46:08	本文が変わるということで設計変更として、
0:46:11	改めて変更認可として申請をすると。
0:46:16	その理由はというところで結局その実態立っていないというところではあるんだけど、
0:46:22	それはそれで王子本社の中の設計の話として、書類上の話としてはあくまでも本文が変更し、ある程度それに関連して、評価も必要なものは出てくるものもあるので、
0:46:36	変更認可としたという理解でよろしかったです。
0:46:44	東北電力長谷川です。はい。ご理解の通りです。以上です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:48	秋野永瀬ちょっと何かこういう質問をするのですねいろいろ話を聞いてると、
0:46:54	経産省では実際に、のものを使ってやってましたということであれば、
0:47:00	何か申請書上客観的にこれが本文が曖昧であるということが、
0:47:04	わかったのかなという気もしていてそうなると、何かその、
0:47:09	申請書の中で客観的にわかるのであれば、
0:47:12	軽微ということもあるのかというふうに考えたんですけどそこは一応、スペックの変更というところでそれを一律変更認可としたと、そういう理解でよろしかったですか。
0:47:29	はい、東北電力の仲野です。今ほどおっしゃられた、ご理解の通りと思ってます以上です。
0:47:36	資料中は了解しました。
0:47:42	衛藤規制庁イトウですちょっと今の関連で、
0:47:46	ついでにというか質問するんですが、例えば原子炉冷却材浄化系で曲げ管をエルボ2変えますと、施工人のと機能説明書では、エルボを前提に、
0:48:01	評価していましたというところは、例えば耐震の説明書とかで、
0:48:08	これは、
0:48:10	エルボですっていうのが示されているんでしょうか。
0:48:14	新規制工認、当時のですね。
0:48:19	東北電力の岩間です。
0:48:22	計算書単体で見たときに、計算結果や計算の前提条件がですね、代表モデルに絞られるところがありまして、
0:48:33	曲げ管ではなくてエルボだったということが明確に読めるかという読めないというのが実情でございます。以上です。
0:48:42	はい規制庁イトウレス。そうするとすいません
0:48:47	例えばていうじゃないですけど、もしもこここの、原子炉冷却材浄化系の部分が、
0:48:54	代表モデルであったとすれば、わかった、わかるというそういうイメージですか。
0:49:12	東北電力の岩間です。すいません、今ほど代表は誰ではなかったということだけを理由に移管させていただいたんですけども、計算書のつくりとして、
0:49:22	概略の系統図ですとか、明確なという目標を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:31	レベルのですね細かい記載がされないという作りのところもございまして、明確に
0:49:38	エルボだとかは、直管だとか負けたんだということが読み取れる。
0:49:43	スクリーには薄くなっていないというのが実態でございました。
0:49:48	以上です。
0:49:49	はい布施とイトウです。わかりました。
0:49:54	すいませんもうちょっと、もう少し聞きたいんですが、外科をエルボに変えることで、耐震性、
0:50:01	新規制工認、当時はエルボ前提だったのがわかるんですけど例えば、
0:50:06	エルボか曲げ管かっていうところで、耐震説明書だと、どういう部分が変わるイメージなんでしょうか。例えば、衛藤。
0:50:17	質点質量とかが変わるようなそういう感じですか。
0:50:21	変わる部分があれば教えてください。
0:50:30	東北電力の岩間です。
0:50:32	下段にも、曲げ半径ですとか、レポートの差異が生じる可能性があるスペックというか仕様はございますけれども、仮に同様の
0:50:44	スペックであれば、耐震計算書上は、結果としては変わらないと。
0:50:49	となると、と考えておりますけれども、それが読み取れるかと、インプット条件として、止められるかという認めない。
0:50:57	そういうふうに理解しております。
0:51:01	規制庁イトウミズタ以上に、
0:51:03	はっきりとイトウです大体イメージは、
0:51:06	わかりました。
0:51:09	原子炉規制庁武です。念のため、ちょっと繰り返しの確認させてください。
0:51:14	別の例でいうと、例えば7ページ。
0:51:18	非常用ガス処理系の主要弁。
0:51:22	これに関しては、
0:51:24	設計確認値を、
0:51:29	腐食しろを考慮して、
0:51:31	何ミリから何mmに変更するというふうな、
0:51:34	記載をしていらっしゃると思いますけれども、
0:51:39	こういうふうなものは、おそらく
0:51:44	配管の代表を用いて、
0:51:48	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:49	該当は、当該配管自体は、多分申請書に出てこなかった。
0:51:54	ということだと思うんですけども、さっきナカガワとやりとりしてる中で、本文のスペックを変更を、
0:52:00	本文事項のスペック変更を伴うから、一律的に、
0:52:07	変にしましたっていうところでお返事はいいということで受けたと思うんですけども、こういうふうなものが例えば、
0:52:13	代表が、
0:52:15	まさにこの
0:52:16	P46、F001、A、
0:52:19	が代表の弁であって、それが申請書として、
0:52:24	添付書類までいけば、
0:52:28	明らかに間違っている、要は、計算としては、この
0:52:33	後ろ側の値を使っていたということが容易に推測できるような状況であっても、それ本文スペックの変更を伴うから一律的に変えるということなのか、それとも、
0:52:42	必ずしもそうではなくて、
0:52:46	添付書類とかで代表スペックとかで、読み取れる部分があるのであれば、そこをもって、ケイヘンとするというパスが、
0:52:56	あったのか、どちらでケイヘンは、
0:53:02	検討されていたんでしょうか。ちょっとそのの、
0:53:05	その当時の検討経緯ってのは、
0:53:07	もう少しお聞かせいただけますか。
0:53:16	はい。東北電力の長谷川です。今おっしゃったら、
0:53:21	もので言うと後者になります。基本、規制庁の方にいろいろ本体の設工認の審査をやった時に、
0:53:31	添付書類も含めて、正しい情報があって、それが要目表側がちょっと見直す必要があると、というようなものについては、客観的な、
0:53:43	North設工認認可時点での正しい評価の、
0:53:49	結果っていうのが客観的に見えますので、そういうものについては、軽微変更というような扱いにさせていただきます。ただ、添付書類の方に直接見れないようなものについては、
0:54:02	先ほど説明した通り、一律、変更認可申請側の方に持ってきたと、というような位置付けでございます。以上です。
0:54:13	原子力規制庁竹野今、一律って感じ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:16	単語を使えていましたけども必ずしも一律というわけではなくて、ちゃんと客観的に本文、
0:54:22	事故が誤りだということが添付書類で、申請書の中で判断できる部分があれば、必ずしも一律ではない、要は、ということによろしいですかちょっと一律って言ったのがちょっと引っかけたところです。
0:54:36	東北電力ハセガワですすみません、先ほどの説明がちょっと言葉足らずでした。はい。今おっしゃる通り、一律ではなくて、客観的事実が、もう認可済みの、
0:54:46	もので確認できれば、それは軽微変更の届け出で、修正という形にしてございます。以上です。
0:54:54	はい、判断基準の詳細承知しました。ありがとうございます。
0:55:04	規制庁伊藤です。少し長くなりました。それじゃ回答整理表のナンバーズリーについては以上としたいと思います。
0:55:14	次のページに行きまして、
0:55:19	ナンバー4 とナンバー
0:55:23	ですね、ところわー先ほどから話をしているように、新規制の工認の時の繋がりとか、
0:55:33	変更の経緯、理由っていうのを整理してもらおう。
0:55:38	いうところです。
0:55:40	衛藤。
0:55:42	ここです特にちょっと確認をしたかったのが、
0:55:48	等、
0:55:50	JIS規格下位のTを使っている、扱うというところでして、
0:55:57	ちょっと
0:55:58	まず言葉の使い方の確認をさせてください。
0:56:04	パワーポのう。
0:56:06	右上ページ9ページ。
0:56:10	を見ると、
0:56:16	変更後のイメージ、図は、官と官が接続されているというふうに書いてあって、
0:56:25	こういう部分を、
0:56:28	Pとか継ぎ手とか呼ぶものなんでしょうか。少し言葉の使い方を聞かせてください。
0:56:42	はい。東北電力の方です。
0:56:45	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:47	9 ページに記載の認可時、それから変更後のイメージ図、これについては、要目表上の取り扱い上の記載。
0:56:58	に沿った説明内容となっておりまして、認可値については今も評定重きとして扱う。
0:57:08	それから今回の変更を正しいスターとして表記する場合については、
0:57:14	原子炉格納容器調気系ですね、管、それからフィルタベント系の間、
0:57:22	として扱う。
0:57:24	製品については、小城
0:57:27	委員鍛冶も変更も、この自体の変更はございませんので、
0:57:31	製品上はしているものになります。以上です。
0:57:37	規制庁伊藤です製品上はTと言われていて、ごめんなさい
0:57:45	Tとは何か継ぎ手とは何か、まず、これは継ぎ手なんでしょうか。そこを確認させてください。
0:57:54	技術部長木崎さんの前にちょっと1点よろしいですか。現状はっておっしゃってますが、現状では何を指してました。民間の話してましたから、ちょっとそこをちょっと明確にしていだけますか。
0:58:06	もうちょっと、現状はというところが、ちょっと。
0:58:09	変更後を指していないということなのか、それとも、
0:58:12	変更も含めて、Pだっておっしゃっていたのか、そこがよくわからなくて、
0:58:25	動きとして、
0:58:28	東北電力の方です。
0:58:31	現状はという言葉。
0:58:34	について、意識的に使ったものではなくて、ちょっと混乱はしておりますけれども、
0:58:43	事実としては先ほど述べさせていただいた通り、
0:58:47	認可時については、
0:58:50	4 共助記事として出させていただいてございまして、
0:58:56	変更後今回の申請においては、管と管。
0:59:01	それから、
0:59:02	認可時も、今回の変更。
0:59:06	においても、用いる製品としてはタッチーで同じもので、変更はございません。
0:59:13	いうご説明になります。
0:59:22	すいません。
0:59:26	最後、おっしゃってたことがよくわからなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:30	認可時も、変更後も、Dとおっしゃってたのは、その1個前の説明の、変更後は監督官ですといったような、
0:59:38	何か、
0:59:39	違いがわからないんですけども、その説明をした上でこれがPなのか、ついてなのかっていう、その変更がですね、そういうご説明をいただければと思うんですけども。
0:59:50	ちょっとまず前、ご回答いただけますか。
1:00:02	東北電力トヨシマで少々お待ちください。
1:00:08	説明等で承知しました。
1:00:42	東北電力の豊嶋ですけれども、認可時のイメージというのは、あくまでもTの次へと支持数の規格品のA-Dの継ぎ手を意識し、意図して記載してございました。
1:00:57	一方今回の実態はですね、こちらも現地に据えついておりますけれども、
1:01:06	JISの規格外のTはですね系統設計上ですねJISの規格ではない、合計のTを設置することになりましたので、
1:01:17	その場合は、弊社の工認の要目上の記載ルールとして、管と管というふうに、
1:01:25	ものは、Tの形をした工場で作ってきた製品ですけれども、あくまで要目表上は、監督官でそれぞれ記載するのが正しい。
1:01:35	ことから言うと今回記載記載を見直すものでございます。以上です。
1:01:44	原子炉規制庁畠山です。衛藤。
1:01:48	今回の変更後としては、
1:01:51	いわゆるJIS規格で定義されているTではないということで、管と管をつなぎ合わせたようなものと、で、
1:02:01	それを東北電力はJIS規格外Pと呼んでいて、
1:02:07	それは、
1:02:08	公認作成要領上、
1:02:13	Tとしての要目は書けなかったため、
1:02:17	要目表上はかんとかがつなぎ合わせたものとして、記載を見直しましたということですか。
1:02:27	はい。東北電力の豊嶋です。ご理解の通りで結構でございます。
1:02:32	はい。まず、お考えは理解しました。その上で、言葉の定義とJIS規格ITというものは、
1:02:40	東北電力が今帰り、この単語は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:45	どういうものなんでしょうか。
1:02:49	監督のつなげるものがJIS規格改定として、
1:02:52	名称が出てると。
1:02:53	それが何か、本来のTと用語がっていうのがよくわからないので、Tというものは、
1:03:01	どういう定義されているのか、ちょっとそこをご説明いただけますか。
1:03:12	すいません。東北電力東京支社の長谷川ですけども。
1:03:16	今のご質問、東北電力の岡田です。今回採用しているものについては、
1:03:24	キー
1:03:26	という製品ではございますけれども、規格に載っている口径の組み合わせによるキーではございませんで、当日規格品ではないきでございます。
1:03:39	ものとしてカウント間を継ぎ合わせて作ったものではございませんで、先ほどのご説明の通り、
1:03:47	後任の業務評定の取り扱いとしては、管と管に、
1:03:53	なるものでございます。
1:03:56	説明以上です。
1:03:58	すいません東京支社の長谷川でございますけども今私の声聞こえてますか。
1:04:07	東北電力の方で月超えております。すいません。今、規制庁の方から、
1:04:13	ご質問いただいた回答にまず回答、お答えするとしたら、
1:04:18	JISの規格、
1:04:21	に適合する条件とは何で、
1:04:24	今回の変更後のイメージの、赤の間と緑の間が、それに合わないということの説明をまずしないと説明が進まないと思いますので、
1:04:36	そこをまずご説明いただけますか。
1:04:53	東北電力の岡田です。
1:04:55	内数
1:04:57	の規格品であるTとして登録されてございます。600Aの
1:05:05	はい。600円の計違いの企画については、600円、600円550円。
1:05:14	それから、600円600円、500円。
1:05:18	それから、600円600円450A。
1:05:22	の、この三種類がチーズの規格Tとして、登録されてございます。
1:05:28	今回採用する人については、600600円、400
1:05:34	のHiPでございまして、JIS規格品ではない、来とになってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:45	原子力規制庁の立山です。
1:05:48	まず、この製品は、
1:05:51	JIS規格外だということは理解しました。その上で、そこは寸法が合っていないということでも理解しました。
1:06:01	これは、まず前提として、T0。
1:06:04	利用されている意義として利用されているということは理解したんですけども、この、なぜTという、
1:06:12	もので評価されているのかちょっとよく理解できなくて、
1:06:16	というものの自体の定義をまず整理いただきたいんですけど、そこを説明いただけますか。
1:06:36	東北電力の方で少々お待ちください。
1:07:51	違いがわかる。
1:08:49	技術企画部にある。
1:08:54	東北電力の岡田です。今回の記載については、両者のハセガワですちょっと公認4、
1:09:06	はい。
1:09:07	すいません大丈夫だそうなんですと続けてください。
1:09:14	東北電力の方で説明続けさせていただきます。
1:09:18	今回の記載については、
1:09:22	物自体は過ぎてでございます。
1:09:27	今回、監督官というふうな表記をしたのは、工認記載ルール上、
1:09:32	の、
1:09:33	話でございまして、製品に関わる内容ではございません。製品としては、一本の管を加工して製作しましたat。
1:09:45	tでございまして溶接した管と菅野つぎ合わせを行ったものではございません。
1:09:51	ですので繰り返しになりますけれども、工認記載ルール上、カウント間記載するということになってございますので、このような表記をさせていただいております。説明以上です。
1:10:13	原子力規制庁ハタケヤマです。これは管と管をつなぎ合わせて溶接したのではないというご回答ですか。
1:10:22	東北電力の岡田です。そのご認識の通りです。
1:10:29	すみません東京支社の長谷川ですけども。
1:10:32	今の説明って本当にそうですか。
1:10:35	赤の、すいません変更後イメージ図の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:39	赤の、
1:10:40	等原子炉格納容器調つけ、
1:10:43	もともとの母管 600Aの母管の部分。
1:10:47	に対して、
1:10:49	は、原子炉格納容器フィルターベント系の分岐工事をしたことで、
1:10:55	新たに導入するラインができて、
1:10:57	緑の間が繋がってますけど、そこも繋がってる部分については、
1:11:04	溶接以外に作る方法なんてあるんですけど。
1:11:13	東北電力の岡田です。
1:11:15	衛藤Pの作成方法で、一本の間、
1:11:20	に穴を開けて、その穴を開けたところを、
1:11:24	成型加工、プレ数の逆ですね、放出させるような形で引っ張り上げて、
1:11:31	400 の、
1:11:33	細井側の間を、
1:11:36	製作するような形で、
1:11:38	一つのTとして製作してございます。その先にフィルターベント系の間を溶接していると、ということになります。説明以上です。
1:12:04	原子力規制庁ハタケヤマです。つくり方については溶接ではなくて、成型加工ですね、されたということで理解はしました。で、
1:12:17	これが、
1:12:18	規格上、今JIS規格会議っていう言い方をしてますけども、何。
1:12:23	要は、
1:12:24	その他の規格の扱いはどのように整理をされているのかってことはちょっとご回答いただけますか。
1:12:31	Pとされている以上は、何かしら、
1:12:33	これはTであるということ。
1:12:36	の前提で評価がされているはずだと思いますので、それはどのように評価されていますか。
1:13:15	そんな次、東北電力の岡田です。
1:13:18	衛藤。要目表上は、あくまでも監督官としての表記となっておりますけれども、
1:13:26	強度評価それから耐震評価上は、Tとして、
1:13:32	暑過ぎて、そして、評価してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:38	原子炉規制庁竹野すいません私の聞き方があまりよろしくなかったの で、具体的に申し上げますと、設計建設規格、お手元にありませんでし ょうか。
1:13:51	東北電力の岡田です。はい。
1:13:54	あります。
1:13:56	はい。設計建設規格の
1:13:58	おそらくこれは、
1:14:01	PPC3415 の間次って、ここはSA等で準用される形になると思いますけ ども、
1:14:09	ここの管継ぎ手に該当するの否かというところ。
1:14:13	どのように評価されたのかということをちょっと具体的にお伺いしたい趣 旨です。で、この 3415 の(1)、まず、ページ開けますでしょうか。
1:14:35	東北電力トヨシマです少々お待ちください。
1:15:08	東北電力の岡田です。
1:15:11	準備できました。
1:15:19	はい。
1:15:22	ここに衛藤、ちょっとその前に、
1:15:25	はい。
1:15:26	ちょっとお待ちください。衛藤木曾とイトウですすみませんちょっと予定し ていた 18 時が来てしまったんですけれども、ちょっと来週の会合、
1:15:37	に向けてというのもあるので、
1:15:41	できればこのまま続けさせてもらえればと思っていますが、よろしいでし ょうか。
1:15:48	はい。
1:15:50	はい。東北連絡の中野です。このまま続けていただいて結構ですよろし くお願いします。はい。説明通り承知しました。
1:15:59	はい。原子炉規制庁武山です。ではPPC3415 の間次で、
1:16:07	今回、君継ぎ手として評価をしているということで伺ったと思います。で、 この評価というのは、まず、このPTC3415 の間継ぎ手のことを指してま すか。
1:16:45	東北電力の堅田です。今回のこのTはこれによらない場合として、評価 してございます。
1:16:56	原子炉規制庁武ます。まず、PPC315、全体としては、
1:17:01	該当するの、該当しないのかっていうところをお答えいただいた上 で、今、ご回答いただいたのはこのただし書きの応力計算を行って必要

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	な強度を有することが明らかである場合はこの限りで内容を適用させたということなのかと、そこまでご回答いただけますか。
1:17:44	東北電力のオカダです少々お待ちください。
1:19:34	東北電力の豊嶋でございますお待たせいたしました。
1:19:39	今までご説明した通り当該の次では次菅井乃音、TTを使っているということで自主適用外ということですねJASMINEに従って追加評価が必要になりますけれども、
1:19:52	その具体的な内容につきましてはちょっと今一度確認をさせていただいた上でご回答させていただきたいと思います。
1:20:01	以上です。はい、原子炉規制庁畠山です。では資料の方にですね、ちょっとまとめていただいて、改めて提出をお願いいたします。
1:20:13	規制庁野中です。ちょっと今のところでですね追加で少し整理していただきたいのは、
1:20:21	このパワポ資料自体は別にこれはこれでいいとしてです多分補足の説明として、少し追記いただくことだと思うんですけど。
1:20:30	まずこのパワポで郵送認可時の場合のOTと言ってるもの等、変更後の
1:20:38	菅と菅野、これ、御社キーと言ってますけど、それぞれをまずその施工の段階からですねどういう施工の仕方をしているのか。
1:20:50	で、
1:20:52	製作の仕方ですね、製作の仕方をしているのか。
1:20:57	それをまえて、これあくまでもですね、規制上の話としての整理をしなければいけないので、
1:21:06	規制上の話ということであればこのAとそれぞれの継ぎ手に関する共同評価をどうするかと。
1:21:13	いうところについては多分数名に基づいて行うものだと思うんですけど、
1:21:19	それぞれの変更前変更後のですねそれぞれの
1:21:24	製造されたものについて、JASMINE上どういう規定に基づいてどのような評価をするのか。
1:21:32	そこをですね、提示していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。
1:21:42	東北電力の岡田です。
1:21:44	衛藤。
1:21:46	ただいまご指摘いただいた内容について確認をさせていただき、資料としてまとめさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:55	よろしく。
1:22:03	規制庁伊藤です。それでは、
1:22:07	今のところで、ナンバー4と5、
1:22:13	なんですけれども、
1:22:15	それぞれの資料でも、友オク扱いについての資料で目的とか必要性の記載を見直してますけど、
1:22:28	規制庁側から、ほかになれば、時間も時間です質疑に行こうかなとは思います。
1:22:36	はい。それじゃあ、ナンバー6に行かせてください。
1:22:40	SGTSの主要弁の
1:22:46	弁ふたとか弁は要目表の
1:22:49	変更のところは、修理、
1:22:53	には該当しないため改造、
1:22:56	いうところろ、説明がありました。
1:23:12	あ、規制庁中です。ここについては、前回少しヒアリングの場で事実確認をさせていただきましたけど、
1:23:21	これはだから実態としては、
1:23:27	あれですかね
1:23:28	予防保全的な対策とか不具合が
1:23:33	生じた。
1:23:35	ことの理由により、適用される。
1:23:38	その主修理であって強度に影響するものということに対して今回の工事は、
1:23:45	予防保全なりその不具合ということで、
1:23:51	変更したものではないので改造だというそういう説明でしょうか。
1:24:00	東北電力の方でそのご理解で問題ございません。
1:24:05	はい。
1:24:06	ちょっとこちら辺も、あんまり何か具体的な例がなくてですねなかなか他の事例等もちょっと、
1:24:13	見なければと思いつつなかなか探してないところはあるんですけど、
1:24:18	とりあえずはご回答は理解しましたがちょっと引き続きですね少しほかの例等をですね
1:24:27	少し確認しながらですねまた必要であれば事実確認をさせていただきます。以上です。
1:24:39	はい木曾伊東です。それでは次に行かせてもらいます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:44	回答整理表ナンバー7ですね。
1:24:47	投手はい、管野変更のところで、要目表等、傾倒する。
1:24:56	車配管配置図の紐付けを行ってもらっていますと。
1:25:01	それで、
1:25:04	行ってもらったのは資料5ですかね。
1:25:11	同資料5の、
1:25:12	下のページ数4ページで、都丸何番とか補足説明を書いてもらっていて、
1:25:23	下のページ数9ページとか10ページでその対応。
1:25:30	示されているというふうに理解しましたけれども、
1:25:39	ちょっとこれでもなかなか、
1:25:42	図面が見つらいかなというのがあってですね、イメージ的には、その対象となる範囲が1本で繋がって、
1:25:52	いって、何ですかね
1:25:55	3次元はりモデルとは言わないですけど、
1:25:59	何となく、火、
1:26:02	一目でわかるような形で示してもらえないかなというのがあってですね、この9ページ10ページ慣れてる人が見ればすぐわかるのかもしれないんですが、
1:26:13	結構細切れの記載。
1:26:16	のようにも見えていて、
1:26:22	1つなぎでというか、
1:26:27	1つなげて、
1:26:29	要目表と、
1:26:31	の対応がどっからどこまで、
1:26:35	どこですというのがわかるような図面というのは、
1:26:39	作ることは可能でしょうか。セキ成功の時はそこまでやっていなかったでしょうか。
1:26:53	東北電力の岡田です。衛藤。今ほどご要望いただきました内容につきまして、
1:27:00	資料ナンバー、
1:27:02	この
1:27:03	11ページ目、添付資料3でございますけれども、こちらに原子炉格納容器調気系の系統図がございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:13	当該のラインについては、手続き対象設備ということで今、赤で塗って ございますけれども、
1:27:22	こちらの中で、サブセッション・チェンバ、X2、ちょっと、
1:27:27	230 という記載になってございますけれどもここから、
1:27:31	D/W出口配管分岐点というところまでの間について、要目表で記載さ れている範囲になってございますので、
1:27:40	こちらの系統図を用いてお示しさせていただくことでいかがでしょうか。
1:27:52	規制庁伊藤です。はい。
1:27:56	そういうやり方ぐらいしかなさそうということであれば、とりあえずまず はそれで示してもらえればと思います。はい。
1:28:08	規制庁仲です。連絡はよろしいですか。
1:28:13	これはだから、
1:28:16	と配置図と系統図両方は一応示していただくということでよかったです かねますね。
1:28:24	それで、
1:28:28	配置図の方はどこからどこまでの範囲がっていうところの範囲が見えに くいところがちょっとわかりにくいのかなと思うんですけどそこは、
1:28:38	何か、今、その配管に対して矢印をこう、
1:28:45	さしてるだけなんですけど範囲としてどこまでとかそういう荒く橋型って のはできないんでしょう。
1:28:59	東北電力の岡田です。主配管配置図につきましては、A4 表の名称に ございます原子炉格納容器配管貫通部、X230 から、
1:29:13	D/W出口配管分岐点ということで、ページで言いますと、9 ページの右 側、右上のところに、KKや静、X230、
1:29:26	のペネトレーションがございまして、ここからスタート。
1:29:30	するような形になってございまして、この後、中央の図を見ていただい た、見ていただきまして、
1:29:40	MO-F022 という弁がございまして。それからですね、紙面上、下の方に 行きますと、サノさんより、接続と。
1:29:51	いう記載がございまして。
1:29:53	ここからですね、
1:29:57	当該の園さんは、ちょっとただまっすぐの
1:30:03	垂直にですね、伸びている配管ですので、
1:30:06	今回の資料の中には載せてませんが、そのあと、ページで言いますと 10 ページにいまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:14	紙面上左下ぐらいにその山へ接続というところがございます。ここから来まして、最終的に、中央、
1:30:23	紙面上の中央にD/W出口配管分岐点等ございましてここまでのラインになってございます。
1:30:30	当資料を修正する上ではこのラインについて、色を塗ることによって見やすくして、表現させていただきたいと考えてございます。
1:30:42	はい。社長なんかは、多分ですね要目表に対して一つの系統なしでいるので、そういうものが、
1:30:51	途切れなくちゃんと
1:30:52	継ぎ目継ぎ目も含めてですね網羅的に記載できてるかどうかというそういう確認が、
1:31:01	必要なのかなと思っていてですね今だと、何となく、
1:31:06	該当部分の箇所は何となくわかるんだけどそういうものがちゃんとその系統として
1:31:13	初めから終わりまでですね、直途切れなく系統が繋がってるかどうかという、何かそういう確認をする上では多分そういう、
1:31:24	色塗りか何かでですね、範囲とかも含めたですね提示の仕方をしていただくとは非常に、
1:31:31	理解できるのかなと思ってましてもし何かそういう、
1:31:35	工夫の余地があればですね。
1:31:38	していただいた方が理解が進みやすいかなと思いますが、
1:31:42	これもちょっとこれだけの系統ではないというので多分他のいろいろな
1:31:49	パターンというか、他の工事案件も多分同じような確認になる。
1:31:54	ところもしあるのかもしれませんが、
1:31:57	ちょっとやってみてですねまた何か疑問がわくわけば、
1:32:00	少し追加的に確認をさせていただきながらやるのかなという感じがしますけど、何か改善の余地があればしていただきたいと思えますけど、いかがですかね。
1:32:13	はい。
1:32:14	東北電力の片田です。今ほどのコメントを踏まえて、資料の方改善させていただきたいと思えます。
1:32:21	以上です。
1:32:23	はい、じゃちょっとそれを確認させていただいてですねまた何か、
1:32:27	確認が必要などころがあれば追加的にですね少し確認させていただくということで、とりあえず今日はそういうことで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:34	よろしいかなと思いますけど。
1:32:37	私じゃ、そういうことで少し資料の充実ということで、お願いできればと思います。以上です。
1:33:10	瀬戸イトウです少々お待ちください。
1:34:02	原子炉規制庁島山です。すいませんちょっとこれ、1回目のヒアリングでなくて私が追いつけてないだけで申し訳ないんですけども、
1:34:10	この8概要パワーポイント説明資料の8ページのところで、
1:34:17	一部、厚肉化を実施しているとしていたところの認可時のイメージのところ、厚肉化された配管を新設するような記載で、
1:34:28	というふうな、ここの部分というのは、具体的には、
1:34:33	変更前、
1:34:34	もう認可されている方の申請書の偶然的に、どこに該当するんでしょうか。ちょっとそこがよくわからなくて、
1:34:48	東北電力の豊嶋でございます概要は、この8ページと見比べてわかりやすいと思われるのが添付資料の5番。
1:34:59	はい。添付資料の4ページですね通し番号4ページ。
1:35:05	人要目表の前後表というか資料おつけしてございます。
1:35:10	こちらをすいません併記してご覧いただくと助かるんですけども、
1:35:18	よろしいでしょうか。はい。山田に用意しております。
1:35:22	はい。ありがとうございます。その要目表のですね左下のところに、
1:35:29	緑囲みでしてありますのが前回、
1:35:33	の受精令和3年12月の設工認認可時の、
1:35:38	要目表になります。こちらでですね変更前のところがバーになっている。
1:35:44	要はもともと存在していなかったそれに対して変更後に、
1:35:48	厚肉化された。
1:35:52	エルボーと配管がですね、新設されるような記載で認可されたというのがまず事実関係でございます。そちらが8ページ、概要パワポ資料の8ページの
1:36:06	認可時と書いてる、上の方の図ですね。
1:36:10	既設配管があるにもかかわらず、あくまでさらに、厚肉化された配管を新設するような記載に、要目表上見えるというのが、
1:36:21	前回認可時の状況でございました。実態はと申し上げますと、その下の変更後、改良パワポの下にあります通り、あくまで既設配管を今回、
1:36:33	改造して、厚肉化するというのが事実関係でございましたので、要目表上正しくどう記載すべきかということ、もう1回すいません

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:44	4 ページの要目表の比較前後表に、
1:36:48	の、上の方ですね、今回申請の方に戻っていただきまして、
1:36:53	変更前で赤枠囲っている、㊟に 23 と書かれているところですね。
1:36:59	こちらの従来薄かった配管や、継ぎ手、その肉厚を一部、
1:37:07	厚くすると。
1:37:09	ただし、
1:37:11	そのままの厚さの部分も残りますので、
1:37:17	今回あくまで厚さを変えないという部分の変更なしが追加されるちょっと話がややこしいんですけど、
1:37:24	実態は厚肉化、季節を当てに付加するというのは事実ですけども要目表上の記載はあくまでも、
1:37:32	薄い部分がそのまま残りますというような、今回、
1:37:37	申請になると。
1:37:39	ということでございます。以上です。
1:37:42	原子力規制庁ハタケヤマです。もともとの申請であれば、今ご紹介いただいた 4 ページのところの上側の、
1:37:51	左側にある、
1:37:53	ル 2223 コガ、バーになっていたところを適正化しましたということで、
1:38:00	よろしいですか。
1:38:07	塗装を
1:38:11	そうですねはいそうなります。はい。
1:38:14	東北電力豊嶋です。はいその通りでございます以上です。はい。理解できました。ありがとうございます。それではないです。
1:38:32	はい規制庁伊藤ですそれじゃあ次に行かせてもらいます。
1:38:36	回答整理表のNo.8 で、マルバツのところですね。
1:38:43	ちょっと具体的に見見ながらのほうがいいと思うので、
1:38:49	RHRの資料 2 の、
1:38:53	を見ながらがいいかと思えます。資料 2 で、
1:38:58	提示数、下のページ数だと、
1:39:03	8 ページですか、横長のページで、
1:39:06	マルバツを書いてもらって、
1:39:11	えっと、すいませんマルバツの定義を記載というのはこの表の上の、
1:39:16	ところという理解でいいですか。
1:39:21	東北電力の鈴木です。はい、そのご認識で問題ありません。はい。対象となる対象外のというのはそれはそれでいいとして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:32	まず確認をさせてもらいたいのが、
1:39:36	適用条文とは何か、適合性確認条文とは何かという部分は、説明は、
1:39:46	どこかにありますでしょうか。
1:39:53	はい。東北電力の鈴木です。今、ご質問ありました適用条文として適合性確認条文の判例については、記載が、
1:40:02	資料上ないというのが事実になります。
1:40:07	神戸さんの適用条文というのがもうこの設備に対してですね。
1:40:11	血球適用される条文で適合性確認条文ってのは今回の工事に伴って、確認をする条文という意味合いで整理をさせていただきます。以上です。
1:40:25	はい。まず、適用条文と適合性確認条文が何を指すのかというところは資料上書かれているべきであると考えます。
1:40:38	その上でですね、
1:40:43	と、
1:40:46	この
1:40:47	藤RHRの弁体鳥飼のところ、適合性確認条文、
1:40:55	前回のヒアリングのときの資料だと、第5条とか第17条は、
1:41:01	0だったかと思うんですけども衛藤。
1:41:05	京野氏、今回の資料だとバツになっていると。
1:41:09	その考え方を教えてください。
1:41:15	はい。東北電力の鈴木です。
1:41:17	こちらにつきましては、本日斎藤整理表のナンバー2の方でも、ちょっとご回答しておりますが、
1:41:28	同仕様の弁体の取りかえというものになりますので、
1:41:32	当初の考えとしましては、同じものに取りかえるということで、確認すべき部分が不要と考えまして、全体取りかえについては、
1:41:46	バツと整理をさせていただきました。
1:41:50	はい今回の整理の考え方については以上となります。
1:41:59	すいませんこの表だけを見ると、ちょっと確認はされたんですが、適合性確認条文の適合性というのは、何に対する適合性ですか、そこを確認させてください。
1:42:18	東北電力の鈴木です今回の工事に対して、要求され適用条文となっている部分に対して、
1:42:26	確認をすべき必要があるかというものを、適合性確認条文というふうにさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:33	以上です。すいません。具体的に言うと、技術基準規則への適合性という理解でいいですね。
1:42:46	特に力、
1:42:50	特にスズキおっしゃる通りでございます廃棄施設をイトウですそうすると、
1:42:56	これも待たず、
1:42:58	丸とバーの話の繰り返しかもしれないんですが、適合性確認条文がもうすべてバツになっているところというのは、
1:43:09	このRHRの全体取替工事については、
1:43:12	適合する技術基準規則への適合性を確認する必要がないというふうに見えてしまうんですがそのような理解なんでしょうと。
1:43:27	はい。藤藤君スズキです。
1:43:29	はい今おっしゃっていただいた通り全体の取りかえということで同じ仕様のものに取りかえることから、
1:43:38	そちらについては
1:43:42	地震への影響とかですね構造強度というものはすでに評価されてるものから変更はないと考えるので、
1:43:50	へえ。
1:43:52	今回の適合性確認としては不要というふうに考えてございました。以上です。
1:44:01	ちょっとだけ。
1:44:03	すいません。例えばですね、
1:44:07	大体第五条で、地震による損傷の防止で、設計条件の変更はないことから、適合性確認増分はならないと書いてあります。
1:44:17	設計条件っていう、ここで言う設計条件は要するに地震の評価をする時の、
1:44:24	インプット条件かなと思っているんですけども、それに、
1:44:29	偏条件変更がないというところは、
1:44:33	申請書上、どこで読み取れるのかというのを教えてください。
1:44:42	東北電力の鈴木です。変更がないというところにつきましては要目表について、変更前同じというふうに申請してございますので、そちらで同仕様のものに取りかえるというものを示していると考えてございます。以上です。
1:44:57	施設をイトウです。例えばですね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:01	別の電力の案件ですけど、弁蓋の取りかえ工事というのがあってですね、それだと、例えば
1:45:10	要目表の数字は変わらないけれども、別のところで寸法がちょっとだけ変わっていて、重さが増えていたりしたんですね。
1:45:19	そのときは、当然耐専評価もやり直していますと。
1:45:24	いうところでここで確認したいのは、
1:45:27	体制と地震の
1:45:30	地震による損傷の防止のところで耐専説明
1:45:34	条件っていうのが全く変わらないというところは、要目表だけで説明できるんでしょうか。
1:45:42	というところ認識をお聞かせください。
1:45:50	当東北電力の鈴木です。
1:45:53	登用目標。
1:45:55	要は材料に対して、記載がございまして、
1:45:59	それに対する変更前同じという、申請をしてございますので、要目表のみで、
1:46:09	その他の寸法と変わるというところを4把
1:46:12	読めない記載となっております。
1:46:15	はい。以上です。
1:46:21	原子炉規制庁竹山です。えっと、今回行ってる分娩体です。全体の工事の実態を確認したいんですけども。
1:46:30	これを、の弁体を取りかえるにあたって、その設計を主管される部署はその
1:46:38	詳細設計とかをされる。
1:46:41	にあたって、その調達による解析とか、手計算による自社の、
1:46:46	計算。
1:46:47	とか、解析類は、
1:46:49	何かしらやっているのかやっていないのかというと、どちらでしょうか。
1:46:57	東北電力の鈴木です。どうしよう、取りかえということで、解析等を行ってございません。
1:47:04	以上です。
1:47:06	手計算とかも行っていないってことですね。
1:47:12	はい。東北の鈴木です。はい。その通りです。
1:47:18	それ一わあ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:23	QMSの説明説明書とかであればその調達解析とか、手計算による自社の解析とかの活動を実施して品質を確保するっていうふうな項目があると思いますけども、
1:47:35	ちょっと読み方を確認をしたいんですけども、どのように省略ができるのかちょっと教えていただけますか。
1:47:48	北陸のスズキで少々お待ちください。
1:48:33	東北電力の鈴木です。お待たせいたしました。
1:48:36	設計が変わる場合についてはもちろん解析を行うということがございますが、今回の全体取りかえについては、どう仕様のものに取りかえるということで、
1:48:46	計算の必要がないというふうに考えておりました
1:48:51	変えておりますので実施していないというものでございます。以上です。
1:48:57	原子力規制庁竹山それはQMSの説明者上、どのように読み取ってるのかがわからなくて、変更前の、
1:49:06	4-1の10-1の説明書のどこを読んで今お話をされましたでしょうか。
1:49:24	東北銀行の鈴木です。すいません少々お待ちください。
1:51:06	東北電力の長谷川です。すいません。ちょっとここ、回答になってるかどうか、ちょっと申し訳ないんですけども、
1:51:14	今回の
1:51:18	全体取りかえについては、改造ではなくて、ちょっと前に、別件で出てきた修理。
1:51:28	の工事のうちの取替工事に該当します。
1:51:32	なので、予定の設計のプロセスからいうと、要は設工認で示す設計結果そこまでは、何ら、何も変えるものではない。
1:51:43	ですね。ただ、その設計結果通りに物を作って、指示権やった後にインサービスしていくんですけどもそのあとの工事のところだけの、今回、工事内容になります。セキの設計も含めて、
1:51:59	なので、設計結果通りに、取りかえるというような工事になってまして、ただいまの規制上、その取替工事について、
1:52:08	RCPBの範囲については、設工認の手続き対象になっているので、今回出しているというものになっています。ですので、もう設計についてをフィックスしているものなので、
1:52:21	設計に関わる、例えば解析であったり、耐震であったり調であったりとか、そういうところの確認はもうすでに終わっているという段階になります。はい。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:35	原子炉規制庁竹山です。
1:52:37	趣旨は理解しつつもですけども、ご回答いただきたいのは、それがQMS説明書としてどのように、
1:52:45	省略できる。
1:52:47	或いはしなくてよいと判断できるのか。
1:52:50	がよくわからなくて、どう、どう読んだんでしたっけかね。
1:53:08	東北電力トヨシマで少々お待ちください。
1:55:05	東北電力の熊谷と申します。先ほどのご質問に対する回答させていただきます。
1:55:12	本文の方ですね 4、
1:55:16	この資料の設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの中で 3 ポツ 3 ポツ 4、こちらに設計の変更に関する記載がございます。
1:55:28	その記載の方では当組織はですね
1:55:33	重機変更が必要となった場合は 303 ポツ 1、適合適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化、それから、3 ポツ 3 ポツ 3、
1:55:44	設工認における、設計及び設計のアウトプットに対する検証の核設計結果のうちですね、影響を受けるものについて、必要な設計を実施影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正すると、してございます。
1:56:01	今回のあれ、残留熱除去系の原単位の取替えにあたってはですね、形状それから材質、それから 14、当然そうなんですけども、
1:56:14	同じものとなりますので、各設計に影響を受ける。
1:56:21	ものではないことからですね、解析等の評価はしていないというものになってございますご説明は以上になります。
1:56:38	原子力セキハタケヤマです。今、読み上げていただいたのは 3 ポツ 3 ポツ、4 の、
1:56:44	設計における変更の部分でよろしいですか。
1:56:49	はい。東北電力の熊谷です。その通りでございます。
1:56:55	技術成長竹山です。これは設計したものを、
1:57:00	変更する場合、
1:57:02	何かその設計 1 から設計に、設計 3 まで行ってないので設計にまでだと思えますけど、その中で設計対象を変更する必要となった場合と読めるんですけどもそういうやり方ではなかったということですかねちょっと私の読み方が間違ってますかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:23	はい。連絡のクマガイです設計が変更が必要となった場合について、記載しているもので、
1:57:40	原子炉規制庁竹山です。設計が、
1:57:43	その辺が必要となった場合っていうのは、
1:57:47	具体的に今回の取替るということ指してるのか、それとも取りかえる弁体に対して何かしら、途中で変更するということ言っているのか、どちらですか。
1:58:00	東北電力の熊谷でございます。取りかえるという変更ですね。はい。
1:58:06	以上になります。
1:58:10	それ、
1:58:25	規制庁中ですけど、ちょっと私の方からも少し、
1:58:32	コメントというか、確認というか、
1:58:38	ですねここもいろいろ言い方もあると思うんですけど、普通に、
1:58:46	設備をですね新たなものに取りかえるということなので、そういう新たなものに取りかえることに対してですね、何を確認しなければいけないかと。
1:58:59	いうところの考えで言えばですね。
1:59:02	先ほどの、
1:59:04	耐震とか、強度とか、そういうものは当然大丈夫かどうかと。
1:59:10	いうところは確認をしたいというふうには考えていてですね。
1:59:14	その場合、じゃあそれは具体的にどうなんだということの説明について、
1:59:20	それは図研前のものからですね、同じ形式ですという説明があればそれはその通り。
1:59:28	新たな評価をやる必要はないですねという説明を聞けばですねそれはそれで、
1:59:33	そういうことですかというような、一応確認はしたと、いうことで、今そういうやりとりだと思うんですけど。
1:59:41	結局そうそういうことを聞くこと自体がですね一応確認という行為であってですね。
1:59:47	そこはマイビルにですね、これは丸を付けるということでもですね、あるんじゃないかなというふうには思っていますがそこはいかがですか。
1:59:56	ここの適合す、適用条文なり適合性確認条文の定義の仕方によってはいろいろあると思うんですけど、
2:00:05	普通に考えれば何もその
2:00:08	確認することはありませんという言い方がですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:11	少し
2:00:14	見方としてですね、
2:00:17	それは、
2:00:19	見方というのは、第三者的に見てもですね何となく、
2:00:23	全く確認しているわけではないだろうと。
2:00:26	というような言い方になるんじゃないかなと、今のファンではですね、どう思っていて、
2:00:32	そこは別に新たな同一の仕様のものだ、で、
2:00:37	あっても何か新たなものをですねまた再び全部示してくれというわけではなくてですね、それは、
2:00:44	変更前と同じものであって評価内容も変わらないという説明を聞けばそれで足りるようなことであればですね。
2:00:51	あえて何かバツとしてですねその範囲を知事込める必要はないんじゃないかと。
2:00:56	というような気もしますがそこはいかがでしょうか。
2:01:01	東北電力の長谷川です。はい。今おっしゃっていただいた通り、当初は弊社側もそのように考えてまして、表についてもですね、この設備に直接関わる
2:01:16	構造要件の部分ですね、構造要件と機能要求、要は、耐震、あとは十七条の構造強度、あとはその系統に求められる。
2:01:27	系統機能そこについてはマルはつけてたんですけども、前回のコメントを受けて、
2:01:35	間接的に、要は火災、あとは自然現象含めて、そういうものも、もちろんその設備に要求される技術基準ということで今回新たに丸をつけました。
2:01:49	で、そのマルを付けると、今度は逆に、じゃあ、同じものが、この設計になってるんだよってという確認のためには、やはりすべての適用される。
2:02:01	条文を今度は適用、今回のこの工事に係る適合性確認条文として丸を付けることにもなるなということで、今回はあえてあえてというか、考えまして、
2:02:17	今回の工事に伴って、設計が変わる部分と、というような、住み分けでマルバツを変えてみました。ですので、この弁体の
2:02:28	東西への取りかえについては、設計結果を変えるものではないので、適合性確認条文としては、今回発にしたものです。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:37	ただいまおっしゃることも、我々も思っていたので、その場合には、5条と十七条、電気であればですけども、そこは確かに丸尾っていうのも、ステージの、
2:02:52	考えたいとは思いますが、ご理解は、これでよろしいでしょうか。
2:02:57	はい。規制庁中です。ちょっと前回のそもそもの案がなかなか、
2:03:01	お互いによくわからなかったようなところで今回少し、
2:03:05	適用条文と適合性確認条文ということで、
2:03:10	再度定義を見直して、
2:03:12	考えて整理していただいたというところはそこは理解してですね、特に適用条文についてはですね、ある程度基準上の扱いとしてですね、設計基準対象施設なり安全施設ということで該当するものであれば前広に
2:03:29	丸を付けるというところは私は今回提示いただいた適用上部は何、それなりにイメージ合ってるのかなと思っていて、その先ですよねだから適合性確認条文ここはなかなか
2:03:43	解除案件って言い方が難しくてですね。
2:03:46	変更ないからもうバツだっていう言い方もあるだろうし変更がないということの説明のためにあえて丸を付けるという言い方もあるし、そこが曖昧なので三角という新たな定義を設けていると。
2:03:58	これは実は事業者によってもいろいろばらつきがあるのでですねそれはそれで、言い方次第なのかなとは思いますが、
2:04:06	ただ、ただしちょっとこれは余りにも極端な例なのかもしれませんけど弁の取りかえ自体がですね、余りにも確認することが何もありませんみたいな見方をしている、
2:04:18	そうは言っても耐震どうなんだ共同なんだというところは確認しないってことはないんだろうと。
2:04:25	いうことかと思っていてそこはある意味、ちょっと繰り返しにはなりますけど、少し、これまでもそういう幾つかPWRでも前例があっという議論はしているところではあるんですけど、
2:04:40	今回の件を踏まえるとですね、少しその新たな部分に取りかえるという構造自体にですね関係するものはですね、
2:04:48	確認という行為自体があるのであればですね、程度の差はあると思うんですけど、丸を付けるという考えもあるのかなという気はしています。一方で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:00	多分工場にと、あとは位置ですよ。その位置を変えるかどうか、今回であれば、
2:05:08	位置は変えないので、位置を変えないのであれば例えばですね他にその津波とかそういうものもあるんですけど、
2:05:16	こういったものをどう考えるかっていうまた難しいところはあるんですけど、
2:05:21	例えばその自然現象とかですね、
2:05:24	建屋自体で守るからその中の1がどうかは別に、
2:05:28	基本設計、設置許可上の方針の範囲内でもあるし、基準上新たに見る必要がないからそういうところは除外するっていう、そういうすべてをですね適用情報〇そのままにする必要もないかと思うんですけど。
2:05:44	ちょっとそういう考え次第ですね少しこの丸のつけ方も違うのかなと思うんですけど、いかがでしょうかね。
2:05:57	東京大学の飯沼です。今ほどちょっと説明があった通り、
2:06:04	この中間適合条文と適合性確認条文、当社に書いてある所中間があるということで考えてます。それは、取り全体の取替工事を行うということで、
2:06:17	適用される条文が何か、結局、その取替工事の内容を考えて、最終的な評価、そういった繋がりなのかなと思ってございますので、ちょっとそういった形で少し見直してみます。
2:06:31	はい。岸野中です。ちょっと定義とそこはセットになるのかなと思うんですけど、少し定義は定義で、先ほどコメントさせていただきましたけど、
2:06:40	少しそれぞれの適用条文なり適合性確認条文という定義を、
2:06:44	示していただいた上でそれを踏まえてですね少し今日の事実確認を踏まえて、丸をつけた方が、
2:06:52	説明がしやすいというところであればですねそれはそれで、
2:06:55	今バツが多いので、朝マルつけるかどうかなんですけど、
2:06:58	ちょっとそこを検討していただいた方がいいのかなと思いました。
2:07:04	答弁がニイヌマです。承知しました。
2:07:19	原子炉規制庁島山です。一応、
2:07:25	ちょっと思っているイメージだけ。
2:07:28	少しお話しておく、例えば、第5条の地震による損傷の防止に関して今回あの弁ぶたの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:36	修理取りかえというアベ全体ですね、全体の修理であって、取替工事に該当するものということで、ご説明いただいておりますけども、修理であって取替工事に該当するものっての例えば配管とか、
2:07:50	それ以外にも、何らかしら、同じような申請というのは考えられていて、全体であれば、重さも何も変わらないので耐震評価は変わりません。なので過去に使ったものと同じですってことはいえる。
2:08:02	とは思いますが、法令立て付け的にその取替工事というもので、ルートを変更させるってということも、申請書上は、
2:08:11	可能って可能だと思っています。その場合、例えばその耐震評価っていうのは、
2:08:16	重要だったり、質点質量だったりそういったところは変わってくる。
2:08:21	可能性も否定はできないと。なので、耐震評価というものを確認する必要がある、取りかえ工事やっても、する必要はあると思っています。弁体においても、
2:08:32	重さが変わっていないってことの証明というのは、今、わからない。
2:08:37	ですね、何も説明がないと。
2:08:39	で、それが
2:08:42	過去に評価したのと同じですということであれば、私どもも同じなんだということは理解できますけども、ちょっとその説明が、
2:08:49	同じであるってことの一言が、まず多分あってしかるべきなのかなとこういう耐震に関しては、
2:08:56	と思っています。そういうふうなご説明が、
2:09:01	そもそも、
2:09:02	本文事項として、明らかに必要がないっていうものが、
2:09:06	あるのであれば例えばその適合性確認としてはバツになりますっていう選択肢は、あり得ると思うのでその
2:09:14	適合性確認条文というものの線引きがどこに置かれるのかっていうところは、東北電力として一度お考えいただければと思います。以上です。
2:09:27	特に私、承知しました。
2:09:33	衛藤規制庁イトウですそれでは、次に勝田もらいます。
2:09:38	ナンバー9ですね。
2:09:41	変更がない説明書については理由を書いておりますと、ちょっと残留熱、残留熱除去系ノーベント処理工事のところで、
2:09:55	お話はしたのでちょっとごご検討いただいて、
2:10:01	他のものについては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:07	色彩今年の資料とかを確認して
2:10:10	必要であれば、またコメントをしたいと思っています。
2:10:20	夜、衛藤、はい。
2:10:22	規制庁側から特になければ次に行きたいと思います。
2:10:29	はい。No.10 ですね、SGTSの主要弁のところで、これは新規制工認の時のコウノ作成要領で、
2:10:41	こういう記載があって、装置については記載していないというところで、江藤内容はわかりました。
2:10:54	規制庁仲です。
2:10:56	一応コメントを。
2:10:58	確認させていただいて、
2:11:00	これはこれで一応ご回答の内容は理解しましたがまたちょっとこちらでも調べてみてですねまた何か追加的な確認が必要であれば確認をさせていただくということにしたいと思います。以上です。
2:11:15	はい。
2:11:16	それでは、衛藤、No.11 について、
2:11:20	都県要さキーの要目表とか資料が追加されていますと。
2:11:27	いうところでこちらも確認して必要であれば、衛藤。
2:11:33	改めて確認事項とかは、
2:11:38	したいと思いますが、ここでもちょっと一つだけ確認しておきたいのは、兼用先のところの設備として、
2:11:51	はい。今回は配管。
2:11:55	ですかね。配管とかを見たときに、その配管の
2:12:02	改造とか、
2:12:04	申請は、すいません、兼用先の設備として見たときにも、今回、
2:12:11	認可の対象となっているというところは確認済みという理解でいいですかね。
2:12:24	実用炉則別表上、別表と照らし合わせて確かに認可対象であるという確認はされているのかという確認です。
2:13:02	徳田ハセガワですすいません。はい。すいませんでした。はい。その通りです。はい。以上です。
2:13:08	はい。ありがとうございます。兼用先のところも申請範囲であるということで承知しました。はい。
2:13:18	それからですねナンバー12 ですね、ファンネルの
2:13:24	ところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:26	主な部分として弁本体の材料を記載していることを確認とあるんですけどもこの記載の仕方っていうのは、
2:13:37	何に定められているか教えてもらえますでしょうか。
2:13:44	はい。東北電力の岩間です。
2:13:48	まず
2:13:51	回答整理表の方に記載させていただいたのは、工認ガイドの記載になりますけれども、
2:13:57	逆進付ファンネルですね。
2:14:00	のみ特化した記載のルールというのは、このはっきりと定められていないものの、前回認可いただいた時点で、
2:14:10	はい。
2:14:15	はい、どうぞ続けてよろしいでしょうか。
2:14:18	木曾イトウさん、どうぞ。
2:14:22	はいすいません。
2:14:23	当初の
2:14:27	類似設備として、同様の類似の構造を持つ主要弁の方ですけれども、こちらの方にはルールがございまして、弁、
2:14:38	弁ばことです、基本的に目標に記載する材料というように定めておりました。これを踏まえて、
2:14:46	逆止弁付ファンネルについては負担となる部分がありませんので、メンバー小に相当する弁本体というところを主となる部分として、
2:14:56	4 ページに記載しているというところで、今回も考え方を、
2:15:01	変えるものではないというように考えているものでございます。
2:15:05	はい、以上になります。
2:15:08	規制庁伊藤です。はい。ちょっと聞き逃してしまったんですが主要弁の方のルールっていうのは設工認ガイドとおっしゃいました、工認記載要領ですか。
2:15:23	東北電力の岩間です。正面のについて記載するというのは当社の社内の衛藤金野作成のルールの方にありまして、
2:15:34	ガイド上はそこまで明確な記載はないと、具体的な部位の取り決めはないというように理解しております。以上です。
2:15:44	規制庁伊藤です。小野瀬。確認なんですけど今おっしゃった記載要領っていうのは
2:15:50	新規工認の時の工認記載要領でしょうか。ナンバー10の回答の補足100-1のところでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:02	はい。東北電力の岩間です。
2:16:05	当資料としてはご認識の資料になります。その当該資料の中で、
2:16:13	具体的に明確に
2:16:17	例の主要弁について弁蓋とベーン、過去ですね、を記載するというような文書の記載はないんですけども、目標の記載例として、そのような形で示していると、いうように認識しております。
2:16:32	はい、以上になります。
2:16:35	はい1 イトウです。荘司島下。はい。
2:16:44	とりあえず私からは以上なんですが、ほかに何か。
2:16:49	規制庁側から他に何かありますか。
2:16:53	規制庁仲です。
2:16:56	とりあえず一通りコメント回答を確認させていただいて、ちょっと
2:17:03	先ほど少し確認し忘れたんですが、条文の適合条文の整理のところと関連するんですけど、
2:17:13	同じように今回の申請ですね何を添付書類として添付するかというところでマルバツ。
2:17:21	表ですね整理していただいているんですけど、
2:17:24	こちらについてもですね先ほどのその関連条文に基づいたものということにはなると思うんですけど、
2:17:33	今回の示していただいた資料を確認する限りだとほとんどがバツですね。
2:17:40	なんか何もつけないような感じではあるんですけど、
2:17:44	ちょっと先ほどの考えと同じようにですね、
2:17:47	別に同一のものであれば、その同じものを全くつける必要性はないと思うんですけど。
2:17:54	強度なり耐震であればですね、それがその変更前に対してどのように変更の内容であって、或いは同一のものであって、
2:18:06	だからこそ評価が要るのか。
2:18:09	単に、改めて評価する必要はないのかという説明ぐらいでも、
2:18:14	それはそれで添付としては成り立つと思うんですけど、そういう形で、確認条文を踏まえて必要であればそこは、
2:18:23	関連するものについては、添付についてはそれぞれの確認の程度の内容に応じてですねつけていただくと。
2:18:32	いう理解でよろしかったでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:39	東北の鈴木です。はい先ほどの技術基準の適合性の確認に合わせてですね、こちらの方見直し、検討の方をしたいと思います。以上です。
2:18:49	はい、規制庁ナカヤマ了解しました。よろしくお願いします。
2:18:56	大丈夫。
2:18:59	江藤副長さん何かありますでしょうか。
2:19:03	はい。特に回答整理表についてはないですけど、この丸岡パワーポイントの確認の方にもありますでしょうか。
2:19:12	すいません今パワーポイントの確認とおっしゃったのは、
2:19:18	はい。資料の
2:19:21	何番。
2:19:23	いきよに、
2:19:24	はい。
2:19:25	カトウー1と一応気になるところについては回答整理表に沿って言ったつもりではいるんですが、
2:19:34	何か区長様から聞きたいことあるんでしょうか。細かいことですけど、ちょっと量的なことで、少し気になるところがあります。
2:19:45	ちょっといくつか申し上げたいと思いますけれども、
2:19:49	が1-2の概要資料の3ページ。
2:19:57	ですけれども、
2:19:58	2ポツのところですね①番から⑤番までを記載をいただいているんですけど、
2:20:04	この1の後段でいくと4-1が経年劣化対応になっていて、
2:20:11	4-2いろんな3ということで、後段の資料ですと類型化されてると思うんですけど、
2:20:16	今日の3ページの方では①から⑤までこうずらっとこう力されてる形になってるので、これちょっと少し類型化された方がいいのではないかなと思ったのが一つです。
2:20:32	というのと、あとは、
2:20:40	ちょっとすいませんちょっと続けますけれども、サトウ4-2、6ページ、6ページから9ページですけども同じ4-2ということで要目表の記載の変更ということで、
2:20:52	後、
2:20:53	作っていただいているんですけども、こちら4ページにわたって4-2月形になってますので、6ページについては4分の1期、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:01	から始まって、9 ページには 4 分の 4 とかという形で、今 4-2 がどの辺りにいるのかっていうのが、表題上わかるように記載をしていただければいいかなというふうに思いました。
2:21:14	はい。東北電力の仲野です。衛藤。一つ前の、
2:21:19	ご指摘、類型化の件と、今ほどのタイトルでの
2:21:23	全体がわかる 4 分の 1 とか、
2:21:26	今 10 ページが同じような表題になるように見直すつもりですのでおそらく 5 分の 1 とか、5 分の 5 までの表記になると思いますがその辺りわかるように修正したいと思います。以上です。
2:21:39	はい。規制庁の奥です。ありがとうございます。
2:21:41	あと、加えまして、先ほどの議論でもあったと思うんですけども条文整理書を、1 頭に近いところで追加をしていただく。
2:21:49	必要があるかなと思うのと、あと評価結果について説明上参照される必要があるようなものについては資料の 1 に参考としてつけていただければいいかなと思いました。以上です。
2:22:04	はい。東北電力仲野です。はい。整理表等々評価結果で必要なものを主要なものについてつけることを検討したいと思います。以上です。
2:22:13	はい。規制庁の奥ですよろしくお願いします。
2:22:16	規制庁伊藤ですすいません今評価結果とおっしゃったのはどういうものをイメージしてます。計算書とかそういうもののイメージですね。
2:22:27	パワーポイントにつけるということですか。付けどうでしょう。いや、いや説明上、参照する必要があるかと思ったんですけど。
2:22:37	じゃないでしょうか。原子炉規制庁竹山です。会合まで、まず日数がないので、私の
2:22:46	個人的な思いとしては、さっき仲川さんが冒頭でお話いただいたように、
2:22:52	今、東北電力としてですね、
2:22:57	過去の
2:22:58	2 月だったかな、主蒸気管モニターの例を見つつ、条文整理、
2:23:05	と、その条文の整備に対して、どのように適合性を判断したのかっていうことの概要を作成するとご回答いただけたかと思しますので、その程度で良いかなと私は思っていますが、
2:23:16	他の方々、ご意見あります東北電力からも、ご意見とかあれば、
2:23:27	東北電力の仲野です冒頭ですね、こちらから先行のPWRの例を申し上げましたけども、それを参考にした、そのテーマそのレベル間での、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:39	資料とってますので、当間条文整理とその結果がわかるようなところまでについては整理したいと思ってました。以上で、
2:23:48	はい。規制庁の方ですいません。特に預けてくださいというのではなくてもしあの説明で別の補足説明資料に飛んで説明するような必要があるんであれば少しパワーポイントに加えてもいいかなというぐらいなんで。
2:24:01	もしあの説明上その方がやりやすければということにすぎないのでそのようにご理解いただければ結構でございます。
2:24:07	はい。東北電力仲野ですご指摘の趣旨、了解しました。
2:24:14	傾聴中ですけど、何かそもそもの話としてその審査会合でですね、どういう資料コース。
2:24:22	構成にするか、なんですけれど。
2:24:25	まずはパワポ資料を、
2:24:27	付けていただくってのはそれはそれであるとしてプラス、
2:24:32	今のまとめ資料も、一応、会合には、提出をするという理解でよかったですねまず、
2:24:42	はい。
2:24:43	はい。東北電力の仲野です。はい。パワーポイントの充実、あとは、直接説明は丹羽使わないで質疑対応になると思いますが、今、
2:24:56	お付けしている資料 2 から、
2:24:59	6 ですね。
2:25:00	こちらの資料を参考でおつけすることを考えています。はい。
2:25:05	以上です。はい。形状中です。はい。そこまでは多分他の会合も同じかなと思ってで、その先なんですけど。
2:25:13	申請書自体をですね会合に、その天平、
2:25:19	つけるかどうかですけどそこはいかがでしょうかこれは案件によってですね結構、
2:25:25	申請書そのものを、資料として、提出してる例っていうのはあるんですけど、
2:25:32	特に今回の場合なんか、
2:25:34	要望目標の
2:25:38	記載のあり方みたいなんかそういうところがメインになる中で、
2:25:43	申請書で実はどうやってんだみたいな話になるのであれば、申請書自体もですね、
2:25:49	会合につけるっていうのもあるのかなと思ってますがそこはいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:56	東北電力の仲野です。申請書自体おつけするつもりは、今時点では持っていないでした。資料 2 から 6 の中で、概要は説明可能かなと考えていたのですがいかがでしょうか。
2:26:14	原子炉規制庁畠山です。念のため確認ですけども、申請書がなかったとして、審査会合においては、技術的な論点今回事実確認とは違うことを確認をすることになりますけども、
2:26:27	申請書がなくとも、説明をし切れるよう、
2:26:33	今手元がないので答えられません。後は手元がないんですけど申請書ではって回答はしないという理解でよろしいですか。
2:26:48	はい。東北電力の仲野です。先ほどあった要目表についての確認という声があり得ると。
2:26:56	理解しましたので、その場合はやはり申請書がないと、
2:27:00	具体的な説明はできないと考えるので、付けおつけする方向で考えたいと思います。
2:27:07	以上です。
2:27:10	はい。規制庁長瀬直接、申請書自体を取り上げてということにはならないとは思いますが、
2:27:17	多分会合での議論の中でですね、
2:27:20	実際その足りない部分について補正を押してくださいというようなコメントあり得るかと思っていて、
2:27:27	そういった場合にはやっぱり申請書自体がですね、
2:27:31	少しあった方がいいのかなと思ったのでちょっとそこは付けるという方向で検討いただければと思います。
2:27:37	それから、あとはですねちょっと言い忘れたんですけど、添付のところですね、
2:27:43	今回つける理由と、
2:27:45	つけない理由というマルバツの横の方にそのコメントというところがあってですね。
2:27:52	既認可、つまり、新規制基準時に認可したものから、
2:27:58	変わりませんということで、結構、一行で書かれてる例が多く見受けられていてですね。
2:28:06	それはそれで結果としてですねそういうものであればですねその 1 枚紙だけの、
2:28:12	評価というところは、添付書類としてのですね点数というのものもあるのかとは思っているんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:20	具体的に本当に
2:28:25	既工認のところからですね本当に評価として、
2:28:30	変わらないのかどうかというところはですね、
2:28:34	ちょっと多分それは既工認でそもそもどういう評価をやっていたかというところからさかのぼって、
2:28:40	該当する部分がどういうところであって、この部分でこういう、例えばその、要目表でいう許容値なりその材材料というところが使われてるので確かにそこは変更がないとかですね。
2:28:55	そういうちょっとエビデンスはですね、
2:28:58	必要なのかとっていて、そこはですね補足説明資料の方ですね多分、
2:29:05	来週には間に合わないのかもしれませんが、
2:29:08	既工認でこういう使われ方をしていて今回の変更はここなので、評価自体は変わらないというエビデンスはですねちょっとご用意いただけるようにご検討いただけますがいかがでしょうか。
2:29:35	東北電力の仲野です。ちょっと会合までというのは
2:29:40	ちょっと時間的にも厳しいので、それ以降ということで、検討したいと思います。
2:29:46	以上です。
2:29:47	はい。規制庁中です。わかりました。これ、いろいろ、
2:29:52	あんまり手間隙をかけていただくというつもりはないんですけど少し審査の効率化という観点ですね、機構におけるこのポイントで、今回のその変更内容の部分が使われてるかというところを、
2:30:05	ポイント的にですね示していただいてそれに対する今回の変更を踏まえても確かに変わらないということが確認できればいいのかなとっていてですねその程度の情報をですね少し提供いただけると。
2:30:21	こちらとしても審査効率的に進めるというふうに思います。ちょっとご検討いただければと思います。以上です。
2:30:32	東北電力の長谷川です。一つよろしいでしょうか。
2:30:38	はいどうぞ。
2:30:40	一つ前のご指摘の内容に入るんなんですけども、議会、会合をやる際に、申請書本体を付けるっていうところなんですけども、
2:30:50	1000、前回あと今回のヒアリングでも、見直してるところは多数ございまして、例えば要目表にしても、兼用するSA、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:03	の要目表、そこについては、最終的な次回補正のときに、追加するような形になるので、その部分については、ちょっと申請書本体を、会合資料にするとすると、載ってない状態になるんで、
2:31:19	ちょっとそこは載せるか、もしくはそれぞれの補足説明資料に、その当該の改造工事に関わる要目表をそっちにつけるか、ちょっとそこは再度ちょっと検討させていただきたいんですけども。
2:31:34	よろしいでしょうか。
2:31:37	はい。とりあえず検討はしていただく。
2:31:41	でもよろしいかと思えます。別に、
2:31:43	もうそれは補正は確実だということは、
2:31:47	あるので先生でそのままに不足しても申請者は申請書で申請されたものなので、別に、
2:31:53	そのままつけてもらえばいいんじゃないかなという気はしますけど、何か余地があればですけど。
2:32:00	東北電力の長谷川です。了解しました。今のははい。申請、正式にしているものなので、それは、はい。先ほどの調整結果の通りで、
2:32:10	つける方向で考えます。以上です。
2:32:17	あと1点だけですけどすみませんささいなことですけど今日のヒアリングで当初何か
2:32:22	ファンネルか何かのところで御社の方から少し、
2:32:26	具体的なマスキング情報に関わるような材質をちょっと、
2:32:30	言いかけたような記憶があるんですけどそこは何か、
2:32:34	今日のヒアリングでマスキングとなるような箇所はなかったということで、
2:32:38	よろしかったでしょうか。
2:32:43	はい。東北電力の峰岸です。
2:32:47	若干言いかけたところありましたがすべて行ってはいないので大丈夫です。以上です。
2:32:53	了解しました。
2:32:55	原子炉規制庁武です。もし後でやっぱ確認として、
2:33:00	マスキングするっていう必要性があるんであれば事務的に今後、東京支社通知でご連絡いただければ結構ですので、後程確認いただければと思う。
2:33:12	はい。東北電力の峯岸です。了解しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:17	はい季節をイトウです。それでは、時間を大幅に過ぎてしまって申し訳ないんですけども、他に規制庁側から、東北電力側から、
2:33:29	最後になければ終了とし、ヒアリングすみませんはい、東北電力の峰岸ですけども。
2:33:37	1点よろしいでしょうか。
2:33:39	系統イトウレースどうぞ。
2:33:43	はい。今回の審査資料にですね、一つ追加をしたいものがございまして、そちらについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。
2:33:55	資料1-1をちょっとご覧いただきたいと思います。
2:34:01	こちらの方ですね、横軸に資料な資料名ということで、資料に関連する設備の原子炉冷却材浄化系主配管のところ見ていただきたいんですけども、
2:34:14	こちら、関連する当初ということで、丸がついているところを見ていただきたいんですが、そのうち、
2:34:24	ナンバー資料No.19のところ、
2:34:28	原子炉冷却材浄化系、浄化設備の耐震性についての計算書といったものを今現在添付してございます。
2:34:37	こちら
2:34:39	長のお話にもありましたエルボに改造後の姿がエルボのところの耐震計算書になるんですが、
2:34:49	こちらですね、
2:34:51	解析モデル上は、
2:34:54	復水給水系に含まれていると、ということからですね、復水給水系の耐震計算書についても、提出、
2:35:05	今回審査資料として提出することが適切というふうに考えましたので、こちらを追加で提出させていただきたいと、いうふうに考えてございます。
2:35:17	具体的にはですね、追加書類としては、
2:35:20	管の耐震性についての計算書ということで、復水給水系、こちらを
2:35:26	一つ追加させていただきたいと、いうふうに考えております。
2:35:32	以上になります。
2:35:36	衛藤、瀬戸イトウですいません今の部分は、
2:35:40	念のためちょっと範囲を確認したいんですが
2:35:45	資料1-2 パワーポイント等、
2:35:48	の、
2:35:50	6ページで言うところのどの部分が、復水給水系、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:58	だというお話ですか。
2:36:05	はい。東北電力の峰岸です。6 ページのですね、
2:36:10	写真、図面で言いますと改造後の姿
2:36:15	今回へ変更認可申請範囲下の図上の図も一緒になりますが、
2:36:22	こちら、改造範囲となっているところですが、
2:36:28	については、すべての範囲がですね、解析モデル上、復水給水系に含まれて、解析を行っておりますので、計算結果自体はですね、
2:36:40	復水給水系の計算書に、
2:36:42	記載があるということで、追加で添付させていただきたいというふうに考えております。
2:36:51	はい。規制庁伊東です。すいません。逆に言うと、原子炉冷却材浄化系の方の耐震説明書には何もこの
2:37:01	載ってないということですか今回の改造範囲を、
2:37:06	改造範囲につきましては、改造範囲のですね図面方、配置図、配管配置図が載っております、
2:37:15	こちらに注記が飛んでおまして、解析モデル上、
2:37:20	復水給水系に含めるといったような記載がございます。
2:37:24	それで、
2:37:26	国の
2:37:28	碓井
2:37:29	クリーンナップ、原子炉冷却材浄化系についても、添付資料としては、追加すべき
2:37:36	今、今の通りですね。
2:37:38	載せておくべきというふうに考えてございます。
2:37:41	はい、瀬戸イトウです。わかりました。
2:37:54	原子炉規制庁だけのちょっと資料もなくして今、何とも、
2:37:58	今何が起きてるのか全然わからなくて、ちょっともうちょっと間違いですか。
2:38:04	すいません東北電力東京支社の長谷川です。
2:38:09	今峰女川の峰岸課長からご説明いただいた範囲が、
2:38:14	3月29日に提出した資料のどこに変化を与えるのかを、
2:38:20	今お示しできていないものですから、
2:38:23	口頭レベルのお話になってしまっているのです、
2:38:29	生徒様の方にはご理解いただけない状況になりますので、
2:38:33	具体的に変更する場所、記載が足りなくてっていうか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:38	をお示した上で、
2:38:51	はい。東北電力の峰岸です。
2:38:58	資料の方を用意しましてご説明したいと思います。以上です。原子炉規制庁武山です。その資料を用意して説明するっていうのは時間軸としてはどのようにお考えですか。審査会合前ですか。
2:39:18	はい。東北電力の峰岸です介護前にご説明したいと考えております。
2:39:28	会合前でしたら明日とか、
2:39:30	明後日とか、
2:39:32	スパンですけども、ご用意できますか。
2:39:38	はい。資料の方、ご準備して、
2:39:42	明日明後日まで説明の方したいと思っております。
2:39:47	すいません東北電力東京支社の長谷川ですけども、
2:39:50	今の段階ですでにこの資料がこういうふうになるという部分がわかってるものがありますか。
2:40:08	違う。
2:40:11	東北電力の峰岸です。
2:40:14	現在の資料、根拠を、
2:40:19	ご説明した資料が変わるものではございません。
2:40:23	それから、資料ナンバーとしてですね、先ほど言いました復水給水系の計算書が一つ、添付されることとなります。また、
2:40:34	これまでもご説明している通りですね、エルボの条件が変わっていませんので、耐震計算書の中身が変わるものでもございません。
2:40:45	以上です。東北電力東京支社の長谷川ですけども、そうすると、
2:40:50	本日のヒアリングに用いました資料の、
2:40:56	1-1のリストに、資料ナンバー新しく一つ追加されるということと、
2:41:02	その追加された資料。
2:41:04	そんなものが一つ増えますよとそういうことをおっしゃってますね。
2:41:10	東北電力の峰岸です。その通りでございます。
2:41:15	わかりました。
2:41:17	規制庁中ですけど、
2:41:19	ちょっともう、少し確認させていただくとその追加されるというのは計算書が追加されるということについて、いつかというのは、
2:41:30	次回の補正でそれは追加的に確認、追加
2:41:35	的に示されるということでもよろしかったですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:45	はい。その通りでございますヒアリングでご説明差し上げた上でですね最終的に補正の方で追加したいというふうに考えております。わかりました。だから、
2:41:57	会合においては当初から申請されたものがそのままついてで、そのあとで補正の段階が来るであろう時にそういうものが追加されるという理解をしましたが、ということですかね。
2:42:13	東北電力の峰岸です。その通りでございます。了解しました。
2:42:23	原子炉規制庁、畠山です。
2:42:26	概略としては理解しました。
2:42:33	今のちょっと、
2:42:35	あんまり頭働けなくない中でのテスト間ですけども、
2:42:39	今いただいている。
2:42:42	これは資料番号何番。
2:42:47	1-1。
2:42:53	これへと。
2:42:56	3、3、資料ナンバー3 のところで具体的な扱いについて説明いただいているものだと思っていて、この冒頭1ページ2ページのところで、
2:43:11	一言、
2:43:13	何だっけ復水給水系。
2:43:17	ところで、
2:43:19	耐震性の説明書をつけなきゃいけない部分が、今回抜けていたってことで、改めて補正する予定ぐらいを書いて、
2:43:28	さらっと介護で言う、言ってもらう。
2:43:31	もらう。
2:43:34	単に抜けていたってということだと思うので次、今後事務的に確認するというところで、
2:43:40	その一言いただけ。
2:43:43	牢対応で考えるんだったらその一言いただければ、あとはそのあと、事務的にそのただ抜けていたってところの耐震性の説明のところは確認をすることかなと。
2:43:55	今、ジャストアイデア的には思いました。で、
2:43:57	加えてええと、もしこういうことは今回の日会合が急なお願いをこちらしたものだだったので、多分、準備が追いつかなかったんだろうなっていうのは容易に理解できるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:10	仕方ないなと思いつつ、もしこういう話があれば、冒頭お伝えいただけるとありがたいです。
2:44:18	東北電力の峰岸です。
2:44:21	大変申し訳ありませんでした。
2:44:26	はい。
2:44:27	以上です。規制庁伊藤です。他、
2:44:32	はい。
2:44:33	江藤ほか、よろしいですかね規制庁オガワ東北電力側、何かありますどうぞお願いします。
2:44:42	特にないようでしたらこれでヒアリングは終了にしたいと思います。ナガイ時間、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。